

令和6年第2回定例会会議録（第3号）

令和6年6月18日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
22番	松川峰生	23番	野口哲男
24番	山本一成		
25番	泉武弘		

○欠席議員（1名）

21番 黒木愛一郎

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
観光・産業部長	日置伸夫	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕
こども部長	宇都宮尚代	いきいき健幸部長	和田健二
建設部長	山内佳久	市長公室長	山内弘美
防災局長	大野高之	教育部長	矢野義知
消防長	浜崎仁孝	上下水道局長	松屋益治郎
企画戦略部次長	佐藤浩司	建設部次長	渡邊克己

総務部次長 兼総務課長	行部 さと子	職員課長	河野 幸夫
政策企画課長	清末 妙	財政課長	河野 文彦
観光課長	牧 宏爾	観光・産業部次長 兼温泉課長	樋田 英彦
農林水産課長	塩出 政弘	生活環境課長	堀 英樹
高齢者福祉課長	阿南 剛	障害福祉課長	大久保 智
こども部次長 兼子育て支援課長	中西 郁夫	こども家庭課長	内田 千乃
健康推進課長	末房 日出子	保険年金課長	石崎 聡
市長公室参事兼新湯治・ ウェルネス推進室長	松川 幸路	防災危機管理課長	中村 幸次
教育政策課長	森本 悦子	学校教育課参事	吉武 功二
学校教育課参事	藤内 護	社会教育課長	姫野 淳子

○議会事務局出席者

局長	河野 伸久	次長兼議事総務課長	中村 賢一郎
補佐兼総務係長	松本 万紀子	補佐兼議事係長	甲斐 俊平
主査	松尾 麻里	主査	村田 和寛
主任	定宗 隆一郎	事務員	尾割 春晃

○議事日程表（第3号）

令和6年6月18日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。初めての一般質問のトップバッターということで、非常にちょっと緊張しておるんですが、今日私含めて3人、この後同期議員が続くということで、いい流れをつくれるように心がけていきたいと思っておりますので、執行部の皆様、よろしく願いいたします。

質問に入る前に議長にお願いがございます。資料表示をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（加藤信康） 許可します。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。今回も資料を使いながら質問をさせていただきますので、お願いいたします。

今回、3つの大きなテーマで質問を用意いたしました。この3つの項目、それぞれ内容は異なるんですが、統一のテーマとして、次の100年を見据えた際の、直面するであろう諸課題に対して、私が少し気になっている点についてまとめてみました。

まず最初に、今後の別府市の在り方というところなんですが、人口減少に伴う広域連携についてからまずはお伺いしていきます。

別府市、4月に市制100周年を迎えて、もう既に次の100年に向けて歩みを進めているわけですが、市として後世に継承していくためには、何か市の要件として人口5万人以上を維持しないとイケないとかというような要件があるようなんですが、それにこだわらず別府という地域に自分たちの次の世代が安心して住み続けられる、そして今で言うウェルネスを感じながら暮らし続けられるように継承していくために、どういうふうに考えていかなければいけないのかというところで、やはり、一定数の人口を確保していかなければいけないだろうというふうに思います。

そこで、別府市の今の人口の推移というところを見てみますと、国勢調査ではありますが、平成27年、そして令和2年というところを比べますと、約6,817人の減少であって、またこれは別府市が人口推計ビジョンというところを設けているんですが、この人口推計ビジョンをも上回るペースで、人口減少が進んでいるという状況であります。総合計画を中心に、別府市も様々な政策に取り組んでいるというふうに思うんですが、今のこの別府市の人口減少の現状を、別府市としてどのように分析というか、評価されているのでしょうか、お聞きいたします。

○政策企画課長（清末 妙） お答えします。

令和5年度の別府市の推計人口は11万3,373人で、平成27年の国勢調査人口12万2,138人と比較すると、約8,700人減少しています。直近の令和2年国勢調査による別府市の人口は11万5,321人で、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計を基にした本市人口ビジョンの11万8,201人を下回っており、人口ビジョンよりも早く人口減少が推移している状況です。

別府市統計書によりますと、令和元年から令和5年までの5年間の人口増減数の合計は、自然動態では出生が3,291人、死亡が8,466人で、5,175人の減少ですが、社会動態では、転入が2万6,973人、転出が2万6,813人で、160人増加しております。出生数の減少、死亡数の増加による自然減は全国的な傾向ですが、別府市の社会動態は、転入が転出を上回る増加傾向にありますので、引き続き第2期総合戦略に基づく各施策を総合的に推進し、魅力のあるまちづくりを推進していきたいと考えております。

○1番（塩手悠太） この人口減少というのは日本全体の課題であって、また進行はより一層今後進んでいくというふうに思います。具体的に移民政策みたいなところに、国全体として取り組まない限り、人口の母数というところは少なくなっていくんであろうというところで、少ない人口を1,700ある自治体が人口確保のために競争し合うというような状況に、今なっているんだと思います。競争を否定はしないんですが、やはり周辺自治体も含めて、そこに住んでいる人々が安心・安全に暮らせるように、安定的な自治事務の提供だったり、住民、行政サービスを維持することについて議論をしていかなければいけないんだらうというふうに思うんですが、今後はより一層周辺自治体を含めた広域の連携、特に県単位での広域の連携が重要であり必要であるんじゃないかなというふうに思うんですが、別府市として今後の広域連携についての見解というところをお聞きいたします。

○政策企画課長（清末 妙） お答えします。

人口減少は全国的な傾向であります。特に地方自治体においては、おおむねどこも人口減少、少子高齢化による行政サービス水準の維持が課題になりつつある中、近隣の自治体が連携して、共通の課題解決やサービスの効率化に取り組むことは重要で、今後必要性は高まるものと考えております。

別府市は、大分市を中心市として7市1町で形成する大分都市広域圏において、31の基本連携項目について連携協約を締結し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を三本柱に、圏域内の体育文化施設等の相互利用や予約システムの運用、消防指令業務の共同運用の推進など、近隣自治体と連携した取組を進めているところです。

広域的には、瀬戸内海を挟んで、愛媛県側を含む18市町で交流事業を行い、圏域内の交流促進、魅力発信などにも取り組んでいます。また、熊本県阿蘇市、宮崎県高千穂町などと交流人口増加支援に係る覚書を交わしており、インバウンド向け広域周遊観光ルートの開発やネットワークを活用した情報連携など、観光分野においても広域で連携を進めています。様々な分野で広域連携を進め、活力ある社会経済の維持に努めております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。御答弁にありましたように、必要性については今後高まるというふうに私も思いますし、また自治事務だったり行政サービスの提供だけではなく、様々な分野で、広域での連携というところが重要になってくるんだと思います。

別府市では今たびスタだったり、今年度事業にありますように学生の海外派遣というような面で、選ばれる別府に向けて様々ないい取組をされていると思いますので、ぜひこの広域連携も含めて、別府市が先頭立って取り組んでいただきたいというふうに思います。

この自治事務、さらに行政サービスの安定供給に欠かせないのが、それを提供する人材の確保と同時に、財源確保というところだというふうに思うんですが、財源を確保するための取組として、別府市でもいろいろ施策されていると思うんですが、よく、「稼ぐ別府」とか「儲かる別府」という言葉が使われていると思います。私としては言葉の意味として、細かいんですけど、もうかるというのは営利団体が基本的に使用するような言葉であるんじゃないかなというふうに思うので、公共団体が使用する際、もう少し言い回しがあるのではないかなというふうに思うんですが、改めて、この稼ぐ、それからもうかるというところの具体的な使い分け等があるのか、それからまた客観的にこれらを達成できているのかというところを判断する際の、明確な判断基準というところはあるのでしょうか。それについてお聞きいたします。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

「稼ぐ別府」、「儲かる別府」とは、観光中心とした域内での経済循環を表現したものです。観光で稼いで福祉に回すと同じように、概念、スローガンとして使っております。

また、ここで言うもうかるとは、別府で事業を行う事業者にもうけてもらうために使用していますが、稼ぐ、またはもうかるは数値で表されるものではなく、具体的な施策で設定するK P Iや市民意識調査によって評価されるものでございます。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。この稼ぐ、それからもうかるという言葉を使用するのであれば、先ほど答弁されましたように、判断基準として各施策のK P Iとか市民調査アンケートですかね、というところもちろん分かるんですが、内閣府では、もっと分かりやすく稼ぐ力としての定義、付加価値を生み出す力というふうに定義してます。付加価値というところで、私はG D P、市内総生産とかというところかなというふうに思うんですが、今後具体的に分かりやすいように、市内経済の成長率とかで基準を設けたりとかというふうな、明確な評価基準というところを設けることも検討をしていただきたいなというふうにお願いいたします。

では、この項の最後の質問になりますが、公有財産の活用についてお聞きいたします。

まず、公有財産の活用の方針決定に至るまでの意思形成というところをお聞きしていきます。よく、自主財源の確保のための方策として、公有財産の有効活用というところが紹介されますが、別府市においても自主財源確保のために公有財産の有効活用というところは考えていかなくはないというふうに思います。ただ、私は公有財産というのは別府市の財産でもあると同時に、市民の財産でもあるというふうに思っているんです。ですので、この活用においては、多少時間がかかるかもしれませんが、十分な話し合いを経てから方針を決めていくことが必要ではないのかなというふうに思うんですが、別府市が今、公有財産の方針決定に至るまでの意思形成において、住民との意見交換会というか話し合いというのは、十分にできていると考えているのかというところについてお聞きいたします。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

公有財産の利活用を検討する際には、それぞれの案件に応じ市民の意見を反映するため、公聴会、ワークショップ、アンケート調査等の手段を用いて、地域の声を聞く機会を設けております。

- 1番（塩手悠太） 私としては、ワークショップ等で意見を反映できているようなところもあれば、十分に反映できてないところもあるんじゃないかなというふうに思っていますので、案件によってではなくて、公有財産の活用については、公聴会とか説明会の開催を、具体的に何回開催するというような規定を設けてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

公有財産の利活用については、事業目的や立地する地形、環境、用途の制限、地域特性などの条件が異なることから、全て一律ではなく、それぞれの案件に応じた適切な手法を選択しながら行う必要があると考えております。

- 1番（塩手悠太） いずれにしても、今後市民の意見を聞くにしろ、公有財産の活用から市民ニーズの多様化・複雑化というところがより高度化している現在において、自治体の意思決定には、これまで以上に市民の意思を反映することが求められているんじゃないかな、現状を見て。もちろん、執行部の皆さんが日夜市民の福祉のために働かれているということは重々承知をしていますが、市政に関わる極めて重要な事案とか案件については、投票によって直接市民の意思を確認するという方法、いわゆる住民投票制度の条例化というところを検討する議論を行ってもいいんじゃないかなと、そういった時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんですが、このことについて市としてどのようにお考えでしょうか、お答え願います。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

住民投票条例については、議員、長の解職の直接請求や特定の課題について、自治体が

条例を制定して住民の賛否を問うもののほか、一部自治体で制定をしております常設型住民投票条例によるものがございしますが、対象を無制限にしているものではなく、行政運営の重要な特定事項について市民に直接賛否を問う必要がある事案に限られており、総務省の資料によるとほとんど活用された例はないとのことでございます。

公有地の利活用など、政策の検討段階では、公聴会やワークショップ等開催してきましたが、これは広く市民の様々な意見を聞くことを目的に実施をしてきており、二者択一方式に近い形で賛否を問う住民投票は、様々な意見を聞くという目的には適さないと思われるので、常設型の住民投票条例を制定することは今のところ考えておりません。

- 1番（塩手悠太） 答弁にありましたように、ほとんど活用された例がないということですが、具体的な案件例も含めてどういったものを対象にするかというものを含めて、私が調べた限りでは最新で、令和元年の時点ですが、少なくとも30を超える自治体で常設型の条例を制定しているというふうに聞いております。別府市でも、ぜひ常設型の条例を定めるかどうか検討する議論を行ってもどうかということは思いますので、ぜひ検討はお願いしたいというふうに思います。

では次に、別府市の観光振興というところの項目について質問をさせていただきます。

観光振興における基本方針、そして戦略についてからお聞きいたしますが、100周年の式典を迎えて、別府市は、別府観光も次の100年に向けて走り出しているところだというふうに思うんですが、別府市は次の100年に向けて、持続可能な観光地としての成長を目指し、ウェルネスのまちへと進化するというふうに宣言されております。この宣言自体は、全体で共有する100年後の別府観光の姿としてのビジョンだというふうに思うんですが、このビジョンを目指していくに当たって、共有できる理念だったりそれから方針、それから戦略というのが必要になるんじゃないかなというふうに思うんですが、現在別府市が考える観光振興における理念だったり方針、それから戦略というものがあれば説明をしていただきたいというのと、100年後に向けた中長期的な目標値、例えば観光客数だったりとか、観光消費額だったりとか市内の総生産額というものがあれば、併せてお答えください。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光についての理念等ということですが、第4次別府市総合計画において、観光資源のさらなる磨き上げと、市民生活との調和の確保を掲げております。施策の方向性としまして、観光資源のさらなる磨き上げによる観光客の満足度及び消費の向上、あらゆる観光客を受け入れる体制の整備、観光と市民生活の調和の確保及び市民福祉への還元を掲げております。

目標といたしまして、第2期別府市総合戦略におきまして、令和6年度までの分を定めておりますが、その中の令和6年度の数値目標としまして、観光消費額が952億1,100万円、総観光客数が994万7,000人、宿泊者数が277万5,000人と設定をしております。令和7年度からの5か年の次期総合戦略については、今年度策定予定であり、その中で検討をしていくものと考えております。

観光分野におきましては、社会情勢に影響を受けやすいこと、また人口減少、観光関連産業の担い手減少から考えると、右肩上がりの観光客数の増加は今後厳しくなることが予測され、観光客数よりも観光消費額の増や宿泊日数の向上を目指す必要があると考えております。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。理念、方針、戦略というのは総合計画だったり実施計画の内容に該当するのだというふうに認識しました。また、中長期的な目標数値としては、総合戦略の中で目標値を定めているということでしたので、先ほど答弁されたように観光客数とかではなくて、宿泊日数とか消費額というところに今後は重きを置いていくというところは、非常に納得できるところだと思います。

また、今期の総合戦略の目標値というのは、コロナ禍だったということもあって、数値の検証というのは難しいだろうというふうに思うんですが、来年度からの次期総合戦略の目標値等については私たちも十分注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、戦略の方向性というところを今答弁されておりましたが、受入れ体制の整備というところも記載されていると思います。ビジョンとか目標値を定めて、政策に取り組んでいくことは非常に重要なことだというふうに思うんですが、それと同時に、観光客を受け入れる体制の整備というところも同時に解決して、クリアにしていけないといけないというふうに思っております。喫緊の整備課題として、私は主に2つあるのだというふうに思っております。

1つ目は交通の問題です。特に観光の動線のデータというところを見たときに、大分県内に旅行される方の約6割か7割以上は自家用車というデータがあります。エリアとしては九州管内から特に移動が多く、中でも圧倒的に福岡から中に入ってくる方が多いというデータもありますので、周遊別のルートというところに見たときにでも、やっぱり大分県を含めた北部九州を周遊される観光客が多い。

ここから見ると、別府市の観光においても自家用車、それから今、レンタカーがはやっておりまして、観光される方が多いというのが推測されます。別府市では、多くの宿泊施設というのが参入してきておりまして、また観光客数というのも回復傾向でありますので、そういう状況を踏まえると、公共交通機関の移動の確保というところはもちろん重要ではありますが、それと同時に、交通渋滞の回避だったり、エリア別の駐車場不足の解消というところも重要になってくると思います。

そこで、ちょっと他市の取組というところを調べてみたんですが、他市では、AIを活用して、エリア別の交通量だったりとか、駐車場の空き台数とか、供給量の把握というところをされて、それを可視化して、観光客の方によく情報収集してもらえるような仕組みを構築されておりました。別府市も観光DXというところを推進しておりますので、デジタルを活用した交通環境の整備に取り組む必要が今後あるのではないかなというふうに思うんですが、その点についての御答弁を願います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

昨年、新型コロナウイルスが5類へ移行してから別府市への観光客も増加しており、特にインバウンドの来訪が増えている状況が見られます。観光客の主な交通手段としては、多くが自家用車であり、最近はインバウンドについてもレンタカーを利用する方が増えているようです。

直近の課題としましては、まずは不足する駐車場の確保であり、渋滞緩和対策等についても状況を見極め、順次取り組んでいく必要があると考えております。

○1番（塩手悠太） この間の議案質疑でもちょっと議論になっておりましたが、やはり駐車場不足というところも一つ課題であるというところでもありますので、他市のようにエリア別で駐車場の実態調査というところを行って、駐車場の供給バランスというところを別府市として把握をして、エリア別でどれだけの駐車台数が過剰供給されているのか、不足しているのかというのをまずは調査をしていただきたいと思います。

次に、もう一つの課題である観光産業の人材確保というところについて御質問いたします。

今、どの業界でも人材不足というのは課題となっていると思うんですが、観光業界でもそれは同様だと思います。特に、宿泊施設自体の人材不足というところも課題なんですが、宿泊施設にはなくてはならないリネン業者だったり、清掃、クリーン業者さんの人材不足というところの課題が、今も表面化してきております。受入れ体制の整備といった点にお

いては、一番にそういったところに整備をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、この観光業界の人材確保について、別府市としてどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

人材確保についてですが、運送業等人を手当することで解決に向かうものもありますが、宿泊業のように裾野が広く、直接的な解決が難しいものもございます。また、国や大分県等々を含めました財源の確保も問題となっております。

宿泊業の人手不足の解消に向けては、機械化、DX化のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材等の活用等の中長期的な対策など総合的に実施していく必要があります。現在、官公庁や大分県が様々な支援メニューを用意し、活用を進めております。例えば、人材確保の取組として、宿泊事業者向けの人材確保セミナーや専門学校等とのマッチング、インターンシップの受入れ、海外大学との連携による外国人材の受入れ促進などを行っております。設備投資への支援につきましても、自動チェックイン機、配膳清掃ロボット等の導入など、経営力強化のための支援を行っております。

別府市としましても、昨年度、合同企業説明会「就職・転職お仕事フェア」を開催しており、これには多くの観光・宿泊事業者も参加していただいております。今年も7月10日に、高校生を対象とした合同企業説明会を開催予定となっております。

また、リネン業等の関連事業者の人員確保につきましても、市長自らが直接各業界団体に対して投げかけを既に行っており、行政としても業界団体と連携して対応してまいりたいと考えております。今後も事業者とも情報共有を行いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。別府市としても実態を聞き取っていただいているということで、現状がどのようになっているかということを求めているのかというのを把握されているということで、また市長をはじめ、いろんな団体に投げかけをしているということで、ぜひ今後も引き続き連携というところは取っていただきたいというふうに思います。

それから、先ほども紹介したように、観光客の周遊ルートというところのデータから推測すると、大分県内に来られる観光客は、例えば別府だけだったりとか、基礎的自治体一つにとどまらずに、県内各地を周遊するようなデータというところもございます。そこから考えると、観光戦略において、別府市のような基礎的自治体だけの政策だけではなくて、県単位で観光振興の広域連携というところが私は必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、ただ、今大分県のツーリズム戦略というところを拝見すると、今後別府のツーリズム戦略の核となるウェルネスというところの紹介が1行程度の紹介だったんです。

そういったところから見ると、ぜひ別府市と県単位で連携を取って、大分県も来年から次期ツーリズム戦略になるということですので、ぜひウェルネスの紹介部分を少し増やしてもらおうとか、そういった面で連携をしっかりとっていただきたいなというふうに思いますが、観光振興における広域連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

広域観光の推進を通じまして、圏域内の滞在時間を増やすことは、旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化への対応と、滞在時間や宿泊数の増加による地域全体の経済波及効果を高めることにつながると考えております。

本市が選ばれる観光地となるためには、他市より際立った取組や魅力発信が必要であり、新湯治・ウェルネス事業については、別府ならではの地域資源を生かした取組となっております。その上で、滞在時間、宿泊数を増やしていくためにも、別府市だけで完結するの

ではなく、県内の魅力ある各観光地と連携することにより、大分県全体の観光需要を掘り起こす取組が重要であると考えております。

また、各自治体でも、アドベンチャーツーリズム、トレイル、サウナなど様々なウェルネスの体験コンテンツに取り組んでいます。これらはウェルネスと言ってはおりませんが、市民・観光客の健康や幸せに結びつく、いわゆるウェルネス的なものも多くありますので、意識して結びつけることで広がっていくのではないかと考えております。

温泉効能の見える化につきましても、県内外の温泉地に波及させることも視野に取り組んでおり、今後も大分県をはじめ、各自治体との連携を進めてまいりたいと考えております。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。選ばれる観光地を目指してというところで、別府市だけで完結するのではなく、周辺の自治体にも波及効果と一緒に連携をしていくというお考えの下で、しっかり今後広域連携というところに取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

さて次に、別府観光の今後の中心と思われる新湯治・ウェルネスについて、少し気になる点があるのでお聞きいたしますが、今、住民説明会も順調に終了して、市民の方への周知というところも大分進んできているんだなというふうに思うんですが、しかし、私が聞き取る周りの範囲ですが、まだなかなか考えを理解できないといった方々もいらっしゃるというのが現状です。

そこで、市民の方たちとお話をしていて、私も含めて少し気になった点があるので、そこを含めて幾つか質問させていただきます。

まず、よく聞かれることとして、別府市屋外温浴施設基本構想、ブルーラグーン構想と何か関連性はあるんですかということをよく聞かれるのですが、関連性について、あるのかということと、それから新湯治・ウェルネス事業全体の今後のスケジュール感というののちょっと分からないというふうによくお聞きするんで、スケジュール感も併せて御答弁願います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスは、屋外温浴施設に関する基本構想の理念やコンセプトを引き継ぎながら、物を作ることから、ことという体験に重点を置いた事業でございます。

また、事業のスケジュールにつきましては今年度、新湯治・ウェルネスの将来ビジョンを策定することとしておりますので、その中で本事業全体の時間軸などでお示しできればというふうに思っております。

- 1番（塩手悠太） 将来ビジョンが今年度策定されるということで、楽しみにちょっと待っておきたいと思えます。

次に、事業内容というところはどういうふうになっているのかなというところで、いろいろ私が調べている中で、別府が国に対して提出をしていた新湯治・ウェルネスツーリズム、ごめんなさい、ここではツーリズムというふうに付け加えさせていただきますが、ツーリズム事業の地域再生計画を拝見しましたので、そこから少し何点が聞いていきたいと思えます、

事業内容の中に、廃止となった市営温泉を民間の企画力や経営能力を活用して、施設のリニューアル及び運営を担う事業者を公募にて選定し、ランニングステーションやヨガなどのスポーツやリラクゼーション体験を通じた心身の癒やし・リフレッシュの場を新湯治・ウェルネスツーリズムの推進する基幹施設として整備し、ウェルネスアクティビティの場を創造するというふうにあるんですが、これについて、私、この企画書を見るまで恥ずかしながら知りませんでしたので、具体的な詳細についてお聞きしたいと思います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えをいたします。

まず、廃止となった市営温泉につきまして、北浜温泉テルマスでございますが、北浜温泉テルマスにつきましては、昨年度利活用についての建物調査を行った結果、経年劣化が激しく、現在は温泉も供給されていないような状況ですので、施設の再利用が困難といったような状況になっております。

- 1番(塩手悠太) ありがとうございます。先ほどの事業内容にあったウェルネスアクティビティの場の創造と、この基幹施設というのはまだ未定ということで、認識をさせていただきます。

では次に、同じ地域再生計画の事業内容から、ウェルネスツーリズム事業の研究拠点施設となる民間の温浴施設を、市有地を活用して公民連携、PPPの手法により誘致するというふうにあります。ここについて現状どのようになっているのかという点と、またここは、企画書では温浴施設というふうに記載されていますが、私が参加した住民説明会等では、例として示した、フランスのヴィシーだったりとか、スイスのヴァルスというところの施設を参考にするというような説明があったと記憶しているんですが、そこから、拠点施設というのは宿泊施設も兼ねるのかなというふうにちょっと想像してしまうところもあるので、実際のところどのような施設を考えられているのか、ここも併せてお答え願います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長(松川幸路) お答えいたします。

現状、公募誘致に関わることも含めまして、本事業に関して市民の皆様や事業者などへ啓発等を優先させつつ検討を重ねているところでございます。新湯治・ウェルネス懇談会では、実際に先進地にある施設の形態を紹介し、市民や観光客がそれぞれ利用できる施設がよいのではないかと趣旨の説明をしたところであり、懇談会で説明した先進地にある宿泊も備えた事例のものも含め、その必要性については今後も様々な角度から検証が必要というふうに思っております。

- 1番(塩手悠太) ということは、拠点施設となる施設には、温浴施設も選択肢としてあるし、またヴィシーとかヴァルスのような宿泊施設を兼ねた選択肢も一応考えられているという認識で捉えておきます。

そこから、研究拠点施設は市有地活用のPPPの手法というふうにあるのですが、その場合、場合によっては議会の議決案件として議案が提出されない可能性があるのではないかと、ちょっと心配になってしまうところもあるんですが、中心となる核となる施設ですので、誘致に関する案件に関しては、基本的に議会に諮るような形になるというふうに考えてよろしいのでしょうか、お答え願います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長(松川幸路) お答えいたします。

執行機関につきましては、地方自治等の規定により、議会の議決に必要な事項については議会に議案を提出いたしますし、議決を必要としない事項につきましては執行機関において協議決定し、執行していくというふうになると思っております。

- 1番(塩手悠太) あくまで地方自治法に基づいたというところで、注目の高い事業でもあるし、また拠点施設となる施設ですから、ぜひ要望としては議会の議決を経るような形で提出をしていただきたいと、これはお願いをさせていただきます。

ここまでの答弁、それから事業計画書を見てみますと、新湯治・ウェルネス事業は行政として主導的に取り組んでいくという強い意思を感じるんですが、改めてこの事業に関して、行政が主導的に取り組むということの必要性について、ウェルネス関連の最後の質問としてお聞きいたします。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長(松川幸路) お答えいたします。

新湯治・ウェルネスは、次の100年に向けて、ウェルネスでまちのブランディングを行うとともに、持続可能な産業化を目指し、最終的には市民のウェルビーイングにつなげる

ための施策、事業でございます。そのためには、市全体で戦略的に取り組むことが必要と考えておりますので、その基盤をつくっていくことは行政の役割であるというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太） 基盤をつくっていくということで、基盤をつくる中にやっぱり住民、市民の意思形成というところもしっかり反映されなくてはいけないのではないかなというふうなところを思うんですが、併せて最後の質問として、観光まちづくりというところについてお聞きするんですが、よく私がまちづくりを学んでいく上で、目指していきたいなと思うまちづくりという方法があります。それは、まちづくりの理念とかというところを市民、それから皆さんと一緒に考えて、対話を重ねながら共有し作り上げていくという方法です。

そこで一つちょっとお聞きしたいのが、今別府市におけるまちづくりにおいて、観光振興というところの考え方として、市民の方と対話を重ねながらつくられたものなのかというところと、これも個人の主観なんですけど、特にウェルネス事業においては、なかなか私の周りでも考え方が浸透してないというか、理解されていないというか、私も少し理解できてないところもあるんですが、理由については別府市側からこれは考え方を市民の方に説明をして、一緒になって協力していきましょうという、この構図にあると思うんです。

ですので、今からでも間に合うというか、今からでもいいですので、意見交換会の場を設けて、市民の方含めて一緒にこのウェルネス事業を考えていきたいと思いますという場を、別府市として調整して設けることもいいのではないかなというふうに思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか、お答え願います。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

議員が言われたとおり、昨年度から今年度にかけて、懇談会を15回程度、市民をはじめ学生、事業者、様々500名以上の方の御参加をいただきました。その中でアンケート等を取らせていただく中で、おおむね理解、もしくは理解できたという方が9割以上の一応データを得ております。

そういった理解度も高めていきつつ、私どもは事業者セミナー、いわゆる具体的にどういふふうな事業、稼ぐことをやっていくかというふうなことも積極的に推進をしております。今後もそういうふうな、私どもは戦略的に市民を含めて理解を深めるような行動を起こしていきたいというふうに思っております。

- 1番（塩手悠太） アンケートを聴取して、9割の方が理解されているということですが、あくまでアンケートを聴取された範囲で、私は私で聞き取ってる範囲がまたちょっと違うと思うので、市の執行部の方が把握されている状況では、理解されている方がおおむね9割ということだというふうに思うんですが、実態というか基本的に市民の方と接する、私の関われる範囲の中でいろいろお話をしていると、なかなかまだ理解が進んでないんじゃないかなというところもあるということだけは、ちょっと申し述べさせていただきます。

では、この項の質問を終了して、最後の項目に入ります。

別府市の財政分析とそれから移住政策というところについて、最後お聞きさせていただきます。

まず、別府市の財政分析というところからですが、今後直面する人口減少等の課題に対して、別府市として十分に財源というところは確保できているのか、また貯金とか借金の大きさ、債務の状況はコロナ後の平時ではどのように推移をしていくのか、そういう持続可能な財政運営というのできるのかというところの観点から、2つの視点でちょっと財政分析というところを自分なりにさせていただきました。

別府市は地方債という借金を多く、国、特に財務省というところにお借りしているんですが、貸手側の財務省が借手側の別府市の財政状況を、どういう状況なのかというところ

を把握する指標として、将来的に借金の返済能力があるのかどうかというところを調べるための指標として、債務償還可能年数という指標を設けているんです。これは、1年間に行われる行政サービスで生まれる経常的な収入と支出の、現金預金の流れを表したキャッシュフローと言われるものですが、その収入と支出の差額が、いわゆる借金返済のための原資となっているわけです。

この原資の積立と流れを、借金の大きさと比べていったときに、借金返済までにどれだけの年数がかかるのか、ローンとどれだけの年数で返済できるんですかという指標が、これが債務償還可能年数と言われるものです。一般的に、銀行が民間企業に貸付けをする際の格付として、ローンの返済が15年を超えると、財政運営的に留意すべきですよというふうに言われているんですが、別府市の場合はコロナ禍前の2019年まで少しずつ債務可能年数というところが増加して行って、ローン返済まで20年かかりますというところまで増えてしまったという分析をしております。

この主な原因としては、収支のバランスが徐々に優れなくなっていって、反対に実質的な借金の返済額が増えてしまったというところにあると思っています。コロナ禍というところでは改善傾向でしたが、コロナ後の平時に戻った場合に、収支バランスというところは私たちも注視していかなければいけないなというふうに思っております。

また、ここでちょっと資料を使わせていただくんですが、資料1を御覧ください。

これは経常収支比率というところの数字を推移にしたグラフになるんですが、経常収支比率、これが100%に近いほど、独自財源として別府市が独自の政策に充てられる財源が少ないということを意味しており、言い換えると、別府市のお財布の中身に余裕がないというところを表しております。グラフから見て分かるように、別府市は全国的なところと同じような団体規模で見た類似団体というオレンジの線がありそれと比べた場合、比率が比較的高いということが分かります。ですので、別府市としてコロナ後の財政運営というところは、持続可能な観点から見て果たして大丈夫なんでしょうかという、ちょっと心配になるところもありますので、別府市として分析はどのようにされているのかということについてお聞きいたします。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

別府市の財政状況ですが、経常収支比率は市税を中心とした自主財源の確保や、経常的支出の縮減の取組を行っており、類似団体が微減・微増を繰り返している中、別府市では平成28年度以降令和3年度まで改善基調で推移をしております。

また、債務償還可能年数でございますが、直近の本市の数値につきましては、基準を大幅に下回っている状況でもございます。

また、別府市では中期的な財政収支の見込みにおきまして、財政調整用基金残高を標準財政規模の20%、他市と比較しても高めの水準を目標設定して財政運営を行っております。結果としましても、見通しを上回る基金残高を確保できております。

このことから、現状においても、また中期的な見通しにおいても財政状況は健全度を保ったものとなっております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。基金の残高が、別府市が定めている基準をしっかり確保しているという点と、現状においても財政運営は健全であるというところが理解できましたが、決算カードベースの財務指標というところはよく目にするんですが、別府市も出しております財務諸表等から見える財政指標における分析というところも、持続可能な財政運営という点においては今後留意をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、このように様々な指標に対して、別府市として具体的に何年以内とか、どれぐらいの数値に抑えるというような何か数値設定をして財政運営を行っているのかという

ところの確認と、またこの際、財政だけに特化した財政説明会なるものを、今話題の広島県の市町村のように、市政フォーラムだけではなくて、財政単体で説明会を開催して、市民の方に別府市の財政というところを深く知っていただくような機会を設けることも今後必要ではないかなというふうに思うんですが、その点について併せてお考えをお聞きいたします。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

まず、別府市の財政調整、数値目標でございますが、財政調整基金、財政調整用基金の残高を標準財政規模の20%と設定をしております、50億円以上確保することを数値目標として財政運営を行っているところでございます。

また、別府市の財政状況に関しましては、これまでも様々な機会や手段を用いて分かりやすく丁寧な情報提供を行っております。引き続き、適切な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。ぜひ日本一、市民が自分たちのまちの財政状況について詳しいまちというところを目指していただきたいなと思いますし、また財政分析の最後の質問として、財政調整基金の推移について最後お聞きしますが、資料2を御覧ください。

これは財政調整基金の推移というところを示しているんですが、いわゆる収入とそれから支出のバランスで、支出のほうが多くなった場合に、収入の補填として充てることができる貯金が、この財政調整基金と言われるところなんですが、この貯金の額の推移を見てみると、令和6年のこの予算書ベースですが、最初のデータと比べると約24億円近い貯金を取り崩しているように見えるんですが、これまた令和6年度の予算書においても約13億円、この基金から貯金から繰入れというところを行っていますが、なぜ基金の繰入れをするような収支になるんでしょうかという点と、一見すると収支バランスというのが取れてないのではないかなというふうに感じるんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

まず初めに、別府市におきましては国の財政制度等審議会の建議を踏まえまして、用途を明確化した基金への積増しにシフトをしているところでございます。財政調整基金にその他特定目的基金を加えた合計では、平成26年度末の112億3,500万円と比較しますと、直近決算年度の令和4年度末では135億600万円と22億7,000万円の増加となっております。

このような前提もある中で、予算編成におきましては中期的な財政見通しも踏まえ、目標とする基金残高を確保しながら、必要となる財政需要に対して財政調整基金を有効に活用しております。

○1番（塩手悠太） 財政課として、財政見通しをしっかりと立てて運営をしており、政策に充てる財源も十分に確保しているということだと思いますので、その財源で別府市に住みたいと思ってもらえるような、選ばれる別府のために取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、この項最後の質問になるんですが、移住政策というところの質問をさせていただきます。

まず、前提の確認として、別府市として移住の定義というのはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

移住の具体的な定義はありませんが、一般的には生活の場である居住地を離れて、別の場所に移動することを指します。また、本市の移住支援金交付要綱では、県外の市区町村

から本市に転入を届け出ることを言います。ただし、処遇上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの、または大学等の卒業による転入及びこれらに類する転入は除くものとなっております。

- 1番（塩手悠太） 定義については一定程度理解できました。

それでは、その見解に基づいて、移住者の実数と相談件数の推移はどのようになっているのかという点と、またそのうち市が独自で行う取組についての実績と合わせてお答えを願います。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

本市が把握する移住者数は、令和3年度23名、4年度87名、5年度93名、相談件数は令和3年度86件、4年度106件、5年度372件と、把握している移住者数及び相談件数は年々増加傾向にあります。

移住施策の主な施策として、おためし移住施設、移住支援金制度、移住相談会があります。まず、おためし移住施設の利用の推移ですが、令和3年度30件、4年度51件、5年度52件、お試し移住を体験された方で、移住された世帯は、令和5年度で8世帯となっておりますが、現在のところ、本年度で既存のおためし移住施設の利用は終了することとなっております。

次に、移住支援金の支給の推移でございますが、令和3年度、4年度0件、令和5年度が3件となっております。

次に、移住相談会の開催の推移ですが、令和3年度が12回、4年度が14回、5年度が12回となります。

- 1番（塩手悠太） 移住者、それから相談件数とも年々増加傾向ということで、これは担当課の皆さんの活動の成果だというふうに思いますし、非常にいい傾向ではないかなというふうに思います。

また、よく私のところにもお問合せのあった移住のおためし住宅ですが、今年度で終了するというので、この件についても理解させていただきました。

私としては、今後の取組として、もっと別府市に若い世代が移住してくるような取組も行っていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について、別府市としてはどのようにお考えでしょうか、お答えを願います。

- 企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

これまでの移住相談会で、多くの方々から移住における不安や要望を聞くことができました。そこでは、若者世代と子育て世代が移住したくなる要素がかなり異なっているということが分かりました。若者世代は、自分の能力や才能が生かせる仕事やキャリアの機会を求め、多様な文化や娯楽がある魅力的な移住先を好む傾向にあるようです。一方で、子育て世帯は子育てしやすく、質の高い教育環境が整備され、経済的負担が少なくて済む地域に移住したくなる傾向にあるようです。

今後、若者世代や子育て世代の移住を促進させるためには、単に移住施策のみを強化するのではなく、魅力ある就労先の確保や、住んでみたいと思えるようなわくわくするまちづくり、そして子育て世代が満足できる環境整備など、総合的な視点から取組が重要で、これまでのように総合戦略に基づいた個々の政策を連携させた、一貫性のある取組こそが大切ではないかと考えております。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

また、先ほど答弁でありましたように、移住のメニューだけを評価するんじゃなく、総合的に取り組んでいくというところで、若い世代で、特に子育て世代が住みたいと選ばれるような別府にしていくためには、内面というかソフト面の環境整備というところが必須になってくるんだなというふうに思います。

最近、意見交換会等でよく耳にするのが、小さいお子さんを育てながら仕事をしている方で、お子さんの急な体調不良により早退を余儀なくされるというケースが多いというふうにお聞きしています。特に、小学校低学年ぐらいまではやっぱりお子さんの急な体調不良による急変もあることから、そのたびに仕事を早退すると、抜けるということについては、職場の上司とか役職者の方もなかなかその方について仕事を任せにくいという声もお聞きしているところですので、よくそういった相談を受ける方から、子どもの急な体調不良に関しては、病児保育の施設に送迎サービスのようなサービスがあったらいいなというふうな声を聞いて、私も他市の取組というところを調べてみたんですが、実際に送迎サービスというところを事業化して、予算をつけている自治体もあります。別府市も、先ほど答弁いただいたように独自の政策をしっかりと取り組む財源を確保しているということですので、別府市もぜひこのようなソフト面の環境整備というところを、今具体例を出しましたが、病児保育の総合、送迎サービスも含めて取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後これについて御見解をお答えください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

様々な移住支援政策がある中で、個々の政策ではその有効性は期待できないものと考えております。先ほども述べましたが、ほかの事業者を含めた総合的な移住政策の中で判断していく必要があると思いますので、他の市町村の取組など、先進事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。ぜひ、財源も限られているというふうに思いますので、あらゆる面で選ばれる別府に向けて、ぜひソフト面の強化、総合的にというふうに答弁いただきましたが、しっかりと意見を聴取しながら、ニーズに合わせた取組というところを進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○3番（中村 悟） 創る未来の会、中村悟です。本日2番目、また張り切って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本日一般質問に際しまして、傍聴に来てくださっている方々や、ケーブルテレビ等で御覧になってくださっている方々もいらっしやと思います。心から感謝を申し上げます。今後はしっかりと興味を持っていただけるような議員活動をしていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ります。

それでは、質問に入らせていただきます。

つい先日のニュースになりますが、日本において、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は1.20となり、統計を取り始めて以降、最も低くなったことが厚生労働省のまとめで分かりました。また、都道府県別の合計特殊出生率は、全ての都道府県で2022年より低くなりました。最も低かったのは東京都で0.99と、1を下回りました。少子化、そして人口減少が止まりません。現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.07以上を保つことが必要ですが、依然として厳しい状況が続いています。

結婚の件数は、2023年は47万4,717組と、2022年より3万213組減少し、戦後最も少なくなりました。価値観の変化であったりとか、経済状況の厳しさ、そして取り巻く環境の変化など、少子化を止めるための課題は山積しています。合計特殊出生率の低下は、将来にわたっての生産年齢人口の減少につながります。また、生産年齢人口の減少はGDPの低下に直結します。人口減少はもう止められないと考え、1人当たりのGDP、1人当たりの豊かさの指標の向上を目指し、人口減少時代に合わせた社会の仕組みにリメイクすることも大切ですが、やはり同時に出生率を下げ止まらせ、上昇する策を講じることが大切です。

国、県、市の行政の役割分担の中で、市単独の予算規模でできることというのは限りがあります。しかし、でき得る限りの出生率向上に向けて手を尽くす必要があると思います。そして、若年人口が急速に減少する 2030 年に入るまでのこれから 6 年程度が傾向を好転できるかどうか、反転できるかどうかのラストチャンスです。私も一市議会議員として、危機感と緊張感を持ってこの課題に取り組んでまいり所存でございます。別府市としても、全庁体制で取り組んでいただくことを切にお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

産前産後ケアについて質問させていただきます。別府市で令和 5 年度に行ったリゾート産後ケア事業についてお聞きします。

この事業は産後ケアを提携したホテルで行う事業で、基本の産後ケアと、オプション産後ケアの一部は利用者負担なしで別府市が負担します。その他の宿泊料、食事料、交通費、オプション産後ケアの一部費用については、利用者の自己負担になります。自己負担のうち、一つの施設の宿泊費は 3 泊 4 日で 15 万円から 25 万円、もう一つの施設は 2 泊 3 日で 10 万円から 20 万円でした。

また、オプション産後ケアの一部、乳房マッサージを含む乳房のケアは 1 時間 5,000 円、19 時以降の夜間早朝の乳児預かりは 2 時間 5,000 円の利用者負担でした。令和 5 年度は、実証実験として 6 組の募集を行いました。実際に申込みが来た件数と実際に利用された件数と、利用者の市内・市外の内訳を教えてください。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

居住地を問わず、生後 1 年未満の乳児と母親を対象とし、3 泊 4 日と 2 泊 3 日の 2 つのプランを提供し、各 3 組を定員といたしました。応募数が 22 組、うち市内在住者から 2 組の応募がありました。

利用数は、3 泊 4 日のプラン 2 組、2 泊 3 日のプラン 3 組の計 5 組です。3 泊 4 日、3 泊 4 日プランでは、利用者決定後に 2 組のキャンセルがあり、繰上げ者に連絡したものの辞退されたことから、追加募集を行った結果、2 組の御利用となっております。市内在住の応募者も採択されておりましたが、キャンセルされたことから、利用者は全て市外在住者となっております。

○3 番（中村 悟） 先ほどの答弁にありましたとおり、令和 5 年度の実証実験では、結果として利用者は全て市外在住者ということで確認ができました。結果として、市内在住者の利用がないということは非常に残念に思います。別府市民にとっては観光利用ではなくなるため、純粋な保養目的としては割高感があつたのではないかと思います。

その際、利用者アンケートを実施していますが、アンケートの結果とストレスチェックも実施されていますが、その結果を答弁願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

利用後に行ったアンケートでは、サービスの質、対応の早さ、対応の丁寧さ、助産師の傾聴の姿勢と尊重の姿勢については、80%が大変満足、満足と回答しております。また利用したいかという問いにも、ぜひ利用したいと 80%が回答しています。

また、「今リラックスしている」や「体に痛みがある」、「自分に自信が持てる」などの項目に 5 段階評価で回答するストレスチェックを利用前と利用後に実施した結果、特に睡眠不足や疲労感の改善に有効であったことが顕著に表れておりました。

○3 番（中村 悟） 市外からの利用者 5 組中 4 組がサービスの質に満足し、また利用したいと答えているということです。

では、アンケートの中の自由記載欄に記入された意見があれば教えてください。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

利用後のアンケートやオンライン面談などからは、「妊娠してできていなかった趣味の

温泉に入ることができた」「産後ケアは4か月未満が対象なことが多いが、今回は月齢が高くても利用できリラックスできた」「久しぶりに夫婦でゆっくり過ごせた」「親子で楽しい思い出づくりができた」などの意見がありました。

また、利用者による宿泊予約が必要だったことから、「予約に時間がかかった」チェックイン当日は、乳児の預かりを含む産後ケアを実施していなかったことから、「移動で疲れているため、チェックイン当日も産後ケアを利用できるとよい」といった要望もありました。

○3番(中村 悟) 今、おおむね利用者からは好評であったということですね。

また、オプション産後ケアの利用状況を答弁願います。

○こども家庭課長(内田千乃) お答えいたします。

オプションは無料の授乳支援、10時から19時までの無料の乳児預かり、有料の乳房マッサージを含む乳房ケア、19時から翌朝10時までの有料の乳児預かりといった4種類がありましたが、利用が乳児の預かりのみとなっております。

乳児の預かりの内容といたしましては、10時から19時までの無料の預かりについては、5組全員が利用しており、延べ49.5時間、1組1日平均7時間の利用となっております。有料の19時から翌朝10時までの預かりにつきましては、2組が各1回利用しており、19時から21時までの利用と、19時から翌朝8時までの利用がありました。

○3番(中村 悟) では、以上の結果から市として検証して、どのような評価をされましたか、答弁を求めます。

○こども家庭課長(内田千乃) お答えいたします。

令和5年度は、体制づくりや課題の抽出、令和6年度以降の事業展開を検討する材料とするため、実証事業として実施しました。検証の結果といたしましては、利用者の居住地を問わず、育児から離れ、別府観光や温泉施設の利用、市内の有名レストランでの食事や、別府市内の施設を回り観光されていたことから、別府市内の観光にも還元できる取組であることが明らかになりました。

一方で、利用者のレスパイト目的が多く、託児中心になりやすいことから、助産師と面談する時間の確保が困難な事例もありました。

これらのことから、観光、休息、子育て支援、子育て指導等、目的に応じたプランの設定が必要であること、休息と子育て支援が主目的となる市内在住者へは、自己負担の少ないプランの提供が必要であること、乳児預かり後の助産師との面談の確保などが検証結果として上げられています。

○3番(中村 悟) 目的に応じたプランの設定が必要になるということ、そして、市内の在住者へは自己負担の少ないプランの提供が必要ということに関して、もう全くの同意見です。より多くの、別府で出産されたお母さんが、別府温泉の恩恵を実感していただけることが深い別府愛につながるのではないかと思います。

次の質問に入ります。

このたび、5月31日付でリゾート産後ケアタスクフォースが発足されました。発足の経緯とチームメンバーの構成を答弁願います。

○こども家庭課長(内田千乃) お答えいたします。

別府市の特性を生かしたリゾート産後ケアを令和6年度以降も継続して実施していくため、関係部署が一体となり、その方法や内容を検討するため設置いたしました。阿部副市長を本部長とし、こども部、観光産業部、いきいき健幸部、市長公室で構成されており、各部の得意分野を生かし、一体的に別府市で子どもを産み育てる市内の全産婦が利用できる産後ケアプランの実現を目指しています。

○3番(中村 悟) 今、答弁の中に、別府市で子どもを産み育てる市内の全産婦が利用で

きる産後ケアプランの実現を目指すという文言がありました。ぜひ、強く進めていただきたいと思います。

では、チーム内で集中的に協議する具体的な内容について答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

検証結果より抽出された課題である「観光、休息、子育て支援、子育て指導等の目的に応じたプラン」の設定や、「市内の産婦を対象とした自己負担の少ないプラン」の提供のため、運営事業者、助産師等のスタッフ、実施場所となるホテルや旅館の確保や選定方法、プランの内容等、課題の解決策を検討するとともに、令和6年度以降の事業内容を協議することとしております。

○3番（中村 悟） 先ほどの答弁にもありましたが、主に2つの課題、目的に応じたプランの開発、また市内向けの自己負担の少ないプランの開発の実現に向けて、チームで協議していくことが理解できました。

今日を含め、これまで幾度となくリゾート産後ケアについて私から質問をさせていただきました。リゾート産後ケアは、別府市が重点的に進めている政策、新湯治・ウェルネスの推進につながる重要な事業だと感じています。ここからはリゾート産後ケアの市内の利用者に限定して話を進めさせていただきたいです。

別府市の新湯治・ウェルネス事業を広く世界に発信し、浸透させるためには、足元の地元住民の文化としての温泉愛や温泉に対する誇りをいま一度育むことが重要だと感じています。しかし、最近自宅にお風呂がついていることもあり、なかなか日常的に温泉に入る機会が減ってきているような現状が、特に若年層であるのではないかと感じております。

そこで、リゾート産後ケアにより産後の体に大きなダメージを負った状態のお母さんに別府温泉にゆっくり浸かっただき、24時間休みなしの赤ちゃんのお世話で疲れた体を癒やすことで、別府温泉のすばらしさを実感し、別府愛を育むまたとない機会になるのではないかと思います。最近の研究でございますが、産後のお母さんの約15%、7人に1人が、産後鬱病にかかっており、特に妊娠前に鬱状態を経験したことのある方は、特に発症しやすいということです。日本産婦人科医会が2023年11月に発表した資料によると、2020年以降、妊産婦死亡の原因として自殺というのが最も多くなったというデータが出ています。この事業は、産後鬱に苦しむ女性を減らすことに直結します。お母さん、そしてその子どもたちを守ることにつながります。ぜひ、別府ならではの、お母さんが別府で出産してよかったなと思っていただけるような、別府温泉の恩恵を感じられる事業にさせていただきたいと思います。

しかし、懸念事項としましては、令和5年度のリゾート産後ケアでは、利用者負担として宿泊費用に10万円から20万円、または15万円から25万円がかかります。また、食事代金、交通費、時間外の乳児預かりや乳房ケアにも別途費用がかかります。産前産後は実に出費がかさむ時期です。赤ちゃんのおむつやお尻ふき、肌じゅばんなどの衣類、沐浴のバスタブやだっこひも、チャイルドシートにベビーカー、哺乳瓶に粉ミルクなど、上げれば切りがないほどです。そのような時期に、療養目的にうん十万円の出費ができる方は多くないと思われます。そのような一部の方しか使えない事業にするよりも、より多くの方が別府温泉のすばらしさを実感し、別府に住んでよかったと思っていただけるような事業にするべきだと思います。

重ねてになりますが、先ほどの答弁の中に、一体的に別府市で子どもを産み育てる市内の全産婦が利用できる産後ケアプランの実現を目指すとありました。例えば、1泊2日であったり日帰り利用も選択できるようにすることや、市内の利用者には宿泊費の補助をして、もっと安価でより多くの方が利用しやすい事業にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

令和5年度は、新湯治・ウェルネスのソフト事業として、高級志向の産後ケアを提案し、誘客を図ることを目的としておりましたが、令和6年度は、市民のウェルネスを目的に、別府市民を対象とした実証事業とし、市内の産婦の皆様がより利用しやすいプランが実現できるよう協議を行っているところです。

別府市で子どもを産み育てる市内の全産婦が利用できる産後ケアプランの提供、将来的には、市外在住者の産婦にも宿泊のオプションとして利用できる産後プランを提供するなど、別府市の特性を生かしたリゾート産後ケアの実施を目指しております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。令和6年度は別府市民を対象とした、より利用しやすいプランの実現のために協議を進めているということで理解をしました。

重ねてになりますが、私の要望としましても、別府市内の産婦さん方が、別府温泉の恵みを実感して、疲れた体を癒やすことができる、また費用負担が少ない、多くの方が利用しやすい事業にしていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

リゾート産後ケアの財源として、国庫支出金のデジタル田園都市国家構想交付金が2分の1使われています。デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱の第10、本交付金の交付期間の2、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの中に、本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年以内とするとあります。実証実験終了後も事業を継続するのかしないのか、継続する場合、こういった事業展開を方向性として考えているのか、答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金における事業の計画期間は、令和5年度から令和7年度の3か年となっております。この期間だけで終わらずに、継続的・本格的実施に向け、どのように事業展開していくかなど調査研究してまいりたいと思っております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。令和7年度までは実証実験を継続し、それ以降も事業を継続するために調査研究をするということで理解をしました。市外向けの観光事業としてのリゾート産後ケアは、昨今は全国に産後ケアホテルが民間でできておりますので、民間の活力が別府市に入ることも期待したいと思っております。

それでは、次の質問、産後の体のリハビリについて質問をします。

骨盤臓器脱は骨盤の底を支える筋肉や靭帯が緩むことが原因で子宮や膀胱、直腸などがだんだんと下がってきて、膣から体外に出てしまう病気を言います。お産を繰り返すことで、子宮を支える靭帯や骨盤底筋が損傷し、それが原因となり、年を重ねた後に発症するケースが多いと言われております。また、肥満の方、便秘の方もリスクになります。あわせて尿漏れの原因になります。骨盤臓器脱には薬は無効で、治療はペッサリー療法やメッシュ手術など、手術療法となります。

ちなみに、出産経験のある方の4割が発症すると言われており、悩まれている方の多い病気です。出産をしたことが原因で症状に悩むことがないように、有効な予防策を講ずることが必要だと思っております。骨盤底筋を鍛える骨盤底筋体操を産後初期段階に行うことで、予防効果が高いと言われております。出産されたお母さんが将来症状に苦しむことがないように、産後早いタイミングで骨盤底筋体操を知ってもらう機会をつくることを検討していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

妊産婦に対し、骨盤ケアや産後の体の回復やトラブル予防を目的とした骨盤底筋体操を含む産褥体操の指導や相談対応を行っている産婦人科もあると聞いております。今後、産婦人科の状況等調査研究してまいりたいと考えております。

○3番(中村 悟) ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、次の項に入らせていただきます。

学校行政について質問をさせていただきます。

今年の2月、福岡県にて、給食の中に使用されていたうずらの卵をのどに詰まらせて、小学1年生の子が死亡してしまう悲しい事故が起きました。これに対して当該自治体の対応策として上がってきたのは、「うずらの卵の使用を休止する」「詰まらせやすい食材を細かく調理する」というものでした。しかし、これでは根本的な問題は解決されないと思います。問題の本質は、給食時間の短さにもあるのではないのでしょうか。児童が焦って食べなくてもいいような対策が大切です。

そこで、別府市内の小中学校においての給食時間を教えてください。

○学校教育課参事(藤内 護) お答えいたします。

各学校において、校長の権限で校時表に位置づけています給食指導の時間は、全ての小学校及び東山中学校が40分間、東山中学校以外の中学校が30分間となっております。

○3番(中村 悟) では、給食の教室までの運搬、そして配膳、そして食べ終わった後の下膳の時間を除いた実質の給食時間を教えてください。

○学校教育課参事(藤内 護) お答えいたします。

学校によって多少の違いはありますが、小学校はおおむね20分から25分間、中学校におきましては、おおむね15分から20分間でございます。

○3番(中村 悟) 私が独自に児童生徒に聞き取りを行ったところ、実質の喫食時間が小学校で20分から25分、ここは一緒ですね。でも、中学校で10分から15分程度という声を複数人の児童生徒から聞きました。保護者の方からも、短か過ぎるのではないかという声が届いております。また、前の授業が体育だった場合、着替えの関係でさらに給食時間が少なくなるとも聞いております。

給食の時間については、いろいろところで調査や研究がされています。広島県三原市教育委員会が中学生に行った給食に関するアンケートでは、47%の生徒が全部食べられていないとしており、その理由を尋ねると、28%が食べる時間がないと回答しています。また、埼玉県加須市における小中学校を対象とした調査では、時々残すことがあると答えた子が27%、いつも残しているが13%となっており、残した理由について聞いたところ、1位はやはり苦手な食べ物があるから、そして2位は量が多い、3位は食べる時間が短いからとなっております。

私のほうで、実際に市内の小中学生に聞き取り調査を行った結果、食べる時間が短くて、なかなか食べ終わることができずに残してしまうことが頻繁にあるという声が多く聞かれました。中には、給食を頑張って早食いしているという声も多く聞かれました。

給食に関することは、学校給食法という法律に書かれています。学校給食法には様々な目的が書かれていますが、最初に「適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図ること」とあります。ここにある、「適切な栄養の摂取」の中身、つまり給食で摂取すべきカロリーや各栄養素は、「学校給食実施基準」で基準値が定められていて、給食の献立はこの基準を満たすように作られています。つまり、学校給食は「残さず食べる」ことで、初めて法律が定めた目標が達成できるのです。

しかし、実際には多くの食べ残しが発生してしまっています。環境省の調査によれば、1人当たりの給食の食べ残しの量は年間7.1キロにもなるそうです。この値は平均値のため、食べ残しをしない子どもも含めた数値です。

では、別府市の学校給食の直近1年間の1人当たりの残菜量を答弁願います。

○教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

現在の学校給食センターが稼働いたしました令和5年9月から令和6年3月までの7か

月分の食べ残し量を1年間分に換算いたしますと、年間1人当たり約6.3キロの食べ残しが発生してございます。全国平均と比較いたしますと0.8キロ、約11%食べ残しが少ないという現状でございます。

- 3番(中村 悟) ありがとうございます。ある程度の残菜が出ることは、当然好き嫌いもありますので仕方のないことだと思います。しかし、学校給食法に定められた適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図ることという目標に近づけるためにも、また食品ロスの観点からも改善が必要だと思います。

以上の点から、別府市内の小中学校の給食の実質の喫食時間がどのぐらいあるのか、また、児童生徒は喫食時間について短いと感じているのか、十分だと感じているのか、一度アンケートの調査をしていただくことを要望します。その結果を見て、必要に応じて給食時間を延ばすなどの対策を取ってほしいと思います。以上について答弁を求めます。

- 教育政策課長(森本悦子) 答えいたします。

給食時間は学校長の判断で、教育課程に基づき年間の授業時間等から給食時間の設定しております。令和6年4月から、別府市では各小学校に学校給食支援員を配置するほか、教職員の協力の下、配膳をスムーズに行い、少しでも給食時間を確保するように取り組んでおります。

給食時間に関しましてはアンケートを実施して実態を把握し、課題があれば各学校長と十分協議をして解決を図りたいと考えております。

- 3番(中村 悟) 児童生徒に喫食時間に関するアンケートを取っていただけるということで、理解をしました。そして、その結果課題があれば十分学校長と協議をして解決を図っていただけるということで理解をしました。ありがとうございます。

改めて言うまでもなく、子どもたちにとって給食時間はとても大切な時間です。子どもの命と健康を守るために必要な時間です。ゆっくりかんで食べる、焦らず、落ち着いて食べることができる環境づくりに、いま一度見直し点検も含めて取り組んでいただきたいと思います。保護者からの声も多数聞いておりますので、ぜひ随時適切な対応をお願いいたします。次の質問に入ります。

別府市の温泉について質問をさせていただきます。

今徐々に、市有区営温泉の運営上の諸問題が市内各地で浮上してきていると感じています。一つの問題として、運営に携わる方からは、温泉施設の毎日の清掃の担い手や管理組合の担い手が、高齢化等によりいつまで続けられるのか、次の担い手がないといった声は私の下にも複数寄せられています。市有区営温泉はあくまで地域住民の自主運営が原則ではありますが、別府市が掲げる新湯治・ウェルネスを市民に文化として根付かせ続けていくためにも、また観光資源としても、いかに共同温泉文化を維持するかが大切です。文化を途絶えさせないためには、思い切ったかじ取りが必要になってくるときもあるかと思えます。行政機関として将来を見越した方向性を地域に提示し、そこに対するでき得る可能な限りのサポートはしていく必要があると思います。

別府市では、令和6年3月に別府市温泉マネジメント計画をまとめました。別府市温泉マネジメント計画策定委員会の委員の総意とされた意見は、温泉資源の保護でした。日本一の湧出量と源泉数を誇り、別府八湯という言葉で表される泉質の多様性を特徴とする別府の温泉資源を、万が一にも失われないようにするべきだと、大切に守るべきだとの深い思いが示されたようです。私としても全くの同感でして、世界に誇れる別府温泉という財産を、これからの子どもたちにしっかりと残せるよう、次の100年を見据え、今の私たちがいかに守るかが重要になってくると思います。

それでは、過去5回にわたる検討委員会の結果示された温泉マネジメント計画の内容について答弁を願います。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

本計画につきましては、様々な温泉に関わる方々による検討委員会を設置し、それぞれの立場と視点から議論を重ね、計画策定に至りました。本計画は、本市の貴重で限りある資源、温泉の保護・持続的かつ安定的な供給や有効利用等に関して、地域が一体となって関わり取り組むということを基本理念の下、別府市全体で取り組む環境づくり、地下資源の保護、湧出した温泉の未利用湯の適正管理、共同温泉をはじめ、温泉文化の継承の4つを大きな視点とし、視点それぞれの課題解決の目標期間を、直近のものは5年以内と、5年から10年までを短期、10年から20年前後までを中期・長期と示し、目指す将来像の実現に向け、一つ一つ進めていこうとするものでございます。

○3番（中村 悟） 大きな4つの取組、持続可能な取組の環境づくり、また地下資源の保護、また湧出した温泉の未利用湯の適正管理、また持続可能な共同温泉等は、まさにどれも大切な内容だと思います。地下資源の保護に関しては、最近市内の下の方にある温泉施設から、海の方にある温泉施設から温度の低下であったり、枯渇温泉の問題も言われています。大切な資源ですから、まずは現状をより詳しく把握し、対策を立てるためにもモニタリング調査の拡充継続は重要になってくると思います。

また、未利用湯をいかに有効活用するかも同様です。そこで今回は、持続可能な共同温泉等についての質問をします。市有区営温泉の今後の方向性についてです。

そこで、まずはそれぞれの施設が抱えている課題を明確化するために調査をする必要があるなど思っておりましたところ、先月市有区営温泉にアンケート調査を実施したとお聞きしました。そのアンケートの内容と結果をどう反映させていくのか、答弁を求めます。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

今後、共同温泉などが地域の中でコミュニティーの場として持続し、また温泉文化を継承していくために、各施設の営業実態のほか、各施設が抱える管理運営における課題や将来を見据えたデジタル技術の活用への関心度等々、その可能性等について調査をしようとしているものでございます。

アンケートの回収は今後になりますけども、この調査結果を集約検証する中で、どの部分に課題があり、どういった方策が必要かなど、実態を基に今後の継続した支援の必要性や方策等に取り組む資料とするところでございます。

○3番（中村 悟） 今後、各市有区営温泉の営業実態や各施設が抱える管理運営における課題や、デジタル技術の活用の可能性を調査研究し、必要な支援を検討していくことでした。昨今は、新しく建つ住宅には必ずお風呂がついてあることもあり、また、若者や子育て世代が共同温泉に日常的に入るという習慣が減ってきていると感じています。今後、現状で推移すれば、共同温泉の利用者は減少し、日常的な維持管理を担う人も減り、さらに施設の老朽化が進めば、継続ができなくなる施設が増加することが予想されます。

そこで、別府市温泉マネジメント計画の中の持続可能な共同温泉等の項目の中の目標とする到達点として、新しい利用者も増え、共同温泉等の運営が安定化し、将来にわたって地域のコミュニティーの場として持続できるようになっている、施設は適切な維持管理更新が可能な体制となっているとありますが、どうやって新しい利用者を増やしていきますか。現時点で提示できる方向性を答弁願います。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

実際に管理運営する側と利用する側の両方の側面から検証・進捗させていくことが重要ですので、長いスパンを要する課題もありますけども、まずは今回のアンケート調査をはじめ、将来に向け取り組める部分から進めてまいりたいと思います。

さらに、別府市にとっての温泉の存在意義や、その文化継承といった部分からいけば、例えば管理運営に幅広い年代の方に一時的に参加可能な機会をつくる、また現状を知って

もらう、体験により関心を持ってもらう機会をつくるなど、次への継承に向けた啓発等も含め、実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

- 3番(中村 悟) まずは一時的に参加する機会をつくっていくということで、理解をしました。

次に、持続可能な共同温泉等の課題に対する進め方として、視察、施設運営の負担を軽減し、持続可能性を高めるために運営体制を見直すと書いてありますが、どう見直していきますか、現時点で分かる範囲で答弁を求めます。

- 次長兼温泉課長(樋田英彦) お答えします。

各施設の課題として、また別府市全体の課題として解決すべきこと、今後の方向性や具体的方策等を示すための検証材料の一つとして、今回のアンケート調査を含め、共同温泉とも共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

- 3番(中村 悟) 別府市温泉マネジメント計画が3月に策定され、具体的な取組は今からスタートということです。自治会においてひとまもり・まちまもり協議会の枠組みをつくったように、時には思い切ったかじ取りも必要になってくると思います。各市有区営温泉の合意形成を取りながら、次の100年に別府市独自の温泉文化を維持するために取り組んでいただきたいと思います。また、市有区営温泉アンケートの結果は、また適切なタイミングで提示していただければと思います。

それでは、次の質問項に入らせていただきます。

獣害対策についてです。

乙原周辺にお住まいの方から、サルが出て農作物を荒らされて困っているという御相談を幾つかいただきました。また、朝見、浜脇周辺にお住まいの方からも、サルの被害の御相談が寄せられています。行政として把握している被害状況を、過去の推移と併せて答弁を求めます。

- 農林水産課長(塩出政弘) お答えいたします。

サルによる農作物の被害状況につきましては、鳥獣被害状況調べによりますと、浜脇地区、西地区を中心に野菜や果樹等の被害が発生している状況となっております。

被害額につきましては、令和元年度が約250万円、令和5年度では約150万円となっております。農業者による防護ネットの設置等のほか、農業者の減少などの理由により、年々減少傾向となっております。

- 3番(中村 悟) 防護ネットの設置等の対策や、そもそも農業者人口が減少していることもあり、被害総額としては年々減少傾向ということです。

そこで行政として、現状どのような対策をされているのか、答弁を願います。

- 農林水産課長(塩出政弘) お答えいたします。

サルの被害に対する予防対策といたしましては、農地等を囲む防護ネットの設置補助のほか、個体数の減少を図るため、遠隔監視及び遠隔操作が可能なシステムを利用した大型わなや小型わなによる捕獲を行っており、わなについては、今後、増設を行う予定でございます。

また、生息環境対策といたしまして、餌場をなくすため、管理をしていない放任果樹を無料で伐採しております。今年度の新たな対策として、行動範囲を調査することにより、捕獲数の向上等を図っていくことを目的に、カメラの設置を行いました。

- 3番(中村 悟) 今年度の新たな対策としてカメラの設置、これによりサルの行動パターンを調査して、より効果的な対策につなげていくということで、現在進行形で対策を進めているということが分かりました。

獣害については、別府市の立地の関係もあり、他市との協力関係が必要になってきます。今後も引き続き協力体制を維持しながら、対策を取ってほしいと思います。

それでは、登下校中の安全対策についてに入ります。

私が保護者であります山の手小学校ですが、校区内でのサルを目撃情報が後を絶ちません。特にこの時期、児童の登校時間とサルの出没情報が重なるときは、学校が一斉メールで注意喚起をしてくれるのですが、ここ最近では1か月に一、二件程度は目撃情報が入ります。主に上原町や原町が多い印象です。幸い、今のところ児童生徒への危害はないようですが、今後児童生徒がサルに襲われる可能性はないとは言えない状況です。

そこで、児童生徒をどう守るか、対策を取る必要があると思います。まず、サルを知ることが大切ということで、小中学校の集会時等にサルと遭遇した際の注意点を啓発することもよいのではないかと思います。行政のみならず、警察や地域住民とも密に連絡を取り対処する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、答弁を求めます。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

安全対策につきましては、サルを目撃等の情報があった場合は警察と連携し、現地へ赴き、追払い等を24時間対応で行っており、特に登下校の時間であればパトロールを行うなど、より一層対策の強化を図っております。

また、教育委員会等と連携をしながら、子どもたちや保護者に対してサルの習性や行動、生活パターンの認識、サルが出没した際に、自ら身を守るための注意チラシを作成・配布し、安全対策に努めているところでございます。

今後もより一層捕獲の強化に取り組むとともに、サルを寄せつけない環境づくりを地域とともに進めていき、出没時には警察、教育委員会等の関係機関と連携をして、安全の確保に努めていきたいと考えております。

○3番（中村 悟） では、教育委員会もかなり深く関係してあるところでございますので、教育委員会としての見解もお答え願います。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

学校では、サルが出没した際には、その都度サルの習性や行動、注意事項をまとめたプリントを配布し、帰りの会で子どもが自ら身を守るための指導をしています。

今後も、サル出没時の登下校における安全対策に取り組んでまいります。

○3番（中村 悟） 人口減少社会の影響もあり、今後さらに山間部に住まわれる方が減っていくことが予想されます。それにより、野生動物の行動範囲が広がっていきます。全国では熊の被害も増えています。昨年度、熊に襲われてけがをするなどした被害に遭った人の数は全国で合わせて219人に上り、国が統計を取り始めて以降、過去最悪となりました。

野生動物対策は今後尽きることがない問題です。野生動物を捕獲や追っ払う対策と同時に、市民に野生動物の特性についても知ってもらい、もし出くわした際に適切な対応ができるようにすることも重要です。

今後も、他市並びに地域、警察などの関連機関と連携して、市民の安全の確保に努めていただきたいということを要望いたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○5番（小野和美） ビーワンべっぶの小野和美です。午後1番目ということで緊張しておりますが、元気に張り切ってまいりたいと思います。

本日傍聴に来てくださっている方々、ケーブルテレビを御覧の皆様、録画をしてくれている方々、本当にいつもありがとうございます。これからも市民の方々に寄り添いながら、私らしく一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、初めに子育てに関する質問から行っていきます。

休日保育について、まず初めに、休日保育を行っている事業者様と従事されていらっしゃる先生方に感謝申し上げます。そしてこの休日保育ですが、地域によっては導入をしていなかったり、有料であったりする自治体もございます。別府市は無料で利用できるのも、とてもありがたい制度です。

休日保育とは、休日に当たる日曜日や祝日に保育が必要な子どもを預かる制度です。サービス業をはじめとしたシフト制の勤務体系で働いている人や、緊急時に頼れる親戚が身近にいない人は、休日も施設での子どもの保育を必要とする場合があります。こうした多様化する保護者のニーズに対応するため、自治体が指定する一部の保育施設などでは、休日保育を実施しております。

別府市は、サービス業や看護・福祉関係に従事されている方が多く、私の周りでもシフト勤務の独り親家庭や、御夫婦ともにサービス業をされている共働き世代の方などが多くいらっしゃいますが、休日の子どもの預け先として、実家や親戚を頼ったり、なるべく日曜勤務を減らしてもらったりとやりくりをし、その中で休日保育を利用しながら育児を行っているという方も多くいらっしゃいます。私も利用させていただいたことがあります。保護者や子どもを安心させてくれる対応や気配り、その子に合った保育を丁寧になさってくれて、何の心配もなく預けることができ、保護者として安心して仕事をすることができました。

別府市では現在、認可保育園の餅ヶ浜保育園と認可外保育園施設の別府あいむ保育園で開設していますが、実施している保育園について、いつから行っているのかと、過去5年間の受入れ人数の実績についてお答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

平成16年度から、認可保育園の餅ヶ浜保育園で開始をしております。また、平成28年からは認可外保育施設である別府あいむ保育園でも開始しており、現在2園での実施でございます。

年間の延べ利用人数でございますが、2園合計の人数で御説明させていただきます。令和元年度1,013人、令和2年度712人、令和3年度550人、令和4年度433人、令和5年度454人となっております。5年間の平均で、1日当たり約10名ほどの利用があったということになります。

○5番（小野和美） 延べ人数は2園合計で、令和元年は1,013人、令和2年からはコロナウイルス感染症の影響での施設利用制限や自粛、それによって保護者の勤務状況の変動なども考えられます。少子化などの影響もあるので、以前のような人数はないにせよ、ある一定のニーズはあると見てとれます。

では次に、別府市の休日保育の利用条件について御説明ください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

休日保育は、保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育ができないときに、子どもを保育施設でお預かりする事業でございます。対象となる児童は、市内の認可保育園または認定こども園に通っている保育給付認定2号、3号を受けた児童で、保護者の就労証明書にて休日就労であることが確認できた児童が利用できます。

利用料は毎月の利用者負担額に含まれるため、無料でございます。週7日の保育利用とならないように、平日のいずれかに代替休日を設定する必要があります。

○5番（小野和美） 別府市の利用条件は、小学校就学前の保育園や認定こども園などに通っている保育給付認定2号、3号を受けている児童ということで、1号認定や新2号認定を受けて公立幼稚園に通っている園児は、保育ではなく幼児教育を受けているという観点から、同じ年齢ではあるのですが、休日保育の対象ではないため利用ができません。

私の周りではこのことを、公立幼稚園の入学前に知って、勤務先に無理を言って平日勤務を増やしてもらった方、または通っていた保育園が5歳児で残る園児がいなかったために、公立幼稚園に入学したが、そのため休日保育ができなくなるから、これからどうしようかと悩んでいるといった相談も受けております。中には、公立幼稚園に進級させたかったが、休日保育を利用できないことも一つの要因になり、保育園に残った方もいらっしゃいます。実際問題としては、保育園に通っている下の子は利用ができて、公立幼稚園に通っている上の子は利用できないといった、兄弟児で預けられないこともございます。その中で、保護者の就労で休日に子どもだけである家庭も多くあるということも分かりました。

この休日保育ですが、いろいろ調べましたが、他都市は公立幼稚園が非常に少なく、1区1園制の要素を持った幼稚園は県内に少し残っていましたが、他都市ではほぼ皆無でした。例えば、他都市の休日保育の事例を挙げてみると、北海道石狩市では、生後57日目から小学校3年生までをこども園の施設で行っていて、認定こども園、認可保育園、幼稚園に通っている子、また放課後児童クラブを利用している子どもを対象にしています。東京都品川区では、就学前までの児童を保育園で行っていて、教育・保育給付認定1号を受けている児童でも、保護者が月12日以上かつ1日当たり4時間以上の就労を目的として、それが常態としていけば無料で利用がすることができます。京都市では、2号、3号認定の就学前までの児童が対象ですが、利用日に空きがある場合は、幼稚園や保育園に入所していない子も受け入れているということです。桐生市や柏崎市では、1号認定などの幼稚園児の場合は有料での受入れを行っており、各自治体それぞれが柔軟性を持ってこの制度を組み立てている印象でした。

教育・保育給付認定の違い、保育と教育の違いという観点においては十分に理解いたしております。同じ年齢なのに保育園に通っているから利用ができ、一方で公立幼稚園に通っているために利用できないという現状です。受入れ施設の負担等もちろん十分に考えられますが、別府市としての考えをお答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

休日保育の条件を拡大し、現に子どもの所属している施設の種類にかかわらず、子どもを預かることは、様々な生活のスタイルの家庭に寄り添うためにも有効な方法であると考えます。

一方で、受入れ条件を拡大することは、保育士や保育教諭の確保、平日の保育日数の調整など、受入れ施設の負担が増加することにもつながります。まずはどの程度のニーズがあるのか、どの程度受入れが可能なのかなど、十分に調べる必要があると考えております。

○5番（小野和美） ありがとうございます。まずは利用のニーズと受入れ可能かなどの調査研究からということで、ぜひ行ってください。

親も本当は日曜や休日に子どもと過ごしたいものです。ですが、そうはいかない家庭もございます。ある一定のニーズがあるものと考えますので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

そして、この休日保育としては直接関係はないのかもしれませんが、実は小学校1年生から3年生くらいまでの低学年の児童についても同じような状況でございます。現在、別府市では休日に子どもを預けるとなると、児童福祉施設で行っている休日預かりか、ファミリーサポート事業で、まかせて会員さんをお願いするというものですが、どちらももちろん有料となっております。児童館にお弁当を持っていき、1日過ごすということもできますが、兄弟児と一緒にあればあまり心配は少ないでしょうが、小学校低学年お一人でとなると心配だよねという話を、私も保護者の方からよく聞いております。

先ほど例に挙げた石狩市では、小学3年生までをこども園で受け入れていたり、千葉市のほうでは小学生の休日保育を行っていたりしております。まずはニーズの調査等を行っ

ていただき、預け先の検討も考慮するとなった場合、対象者を小学校低学年ぐらいいまでに伸ばした施設利用をお願いできないかと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

小学校3年生ぐらいいまで、休日保育を延ばすことはできないかとのことでございます。小学生の休日の過ごし方の一例としまして、先ほど言われました同じ年齢の子どもたちが利用していただける児童館、こちらを利用していただくということも一つの案としてお考えいただければと存じます。先ほど申し上げましたように、まずどの程度のニーズがあるのか、どの程度受入れが可能なのかなど十分に調べる必要があるというふうに考えております。

○5番（小野和美） ありがとうございます。兄弟児がいたり、小学校高学年になると家で留守番ができたり、中学年以上になると児童館に行き過ぎて過ごすことも可能であるかもしれませんが、小学校低学年ぐらいいまでの児童も保護者なしで児童館は利用できますが、丸1日ともなればやはり心配な親御さんは多いと聞きます。別府市の状況などを鑑みると、厳しいことは十分理解をしております。

こういった困りの部分をどうやったら可能になるのかとして捉えていただき、もっともっと子育てしやすい別府になることを切に願っております。どうか、調査研究のほどよろしく願いいたします。

続きまして、児童館についてです。

児童館とは、児童福祉法第40条に定められた、「児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする」児童福祉施設で、地域の様々な年齢の子どもたちが自由に来館して遊ぶことができる場所です。遊具で遊んだり、図書室で本読んだり、職員さんとおしゃべりをしたりと思思いに過ごすことができます。児童館には児童厚生員が配置されており、子どもたちに遊びを通してその成長を支え、遊びやクラブ、行事などを通して、年上・年下の友達との触れ合いを進め、助け合う心や工夫する力を育ててくれる場所です。

また、子育て中のお母さん・お父さんに寄り添い、子育て家庭の支援や、児童館に関する地域の活動センターとして、行事や取組なども行っております。誰もが遠慮なく気軽に立ち寄れる、子どものための施設です。私も子どもが0歳のときから、現在も児童館には子どもとよく一緒に行っておりますが、赤ちゃん連れで行くと、そこで赤ちゃん同士と一緒に遊ばせたり、ママ友ができたり、職員さんからの子育てのアドバイス、子育てに関する情報をもらえたりと、孤独にならない子育ての環境ができます。就学前までの子どもが利用できる部屋を別に設けてくれているので、親も子も安心して遊ぶことができます。

別府市には現在、北部児童館と西部児童館、南部児童館の計3か所、公立の児童館がございます。では、その3か所の過去5年間の利用実績をお答え願います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

令和元年度の総利用者数は3万5,560人、そのうち中学生以下の利用者は2万4,795人、令和2年度総数2万2,113人のうち、中学生以下が1万4,017人、令和3年度総数が2万9,668人、うち中学生以下が1万7,888人、令和4年度総数2万8,526人、そのうち中学生以下1万7,080人、令和5年度総数は3万9,617人、うち中学生以下が2万2,527人でございます。

令和2年度から4年度までの3年間は、新型コロナウイルスの関係で利用者数は減少でございましたが、令和5年度から利用者数は増加し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

○5番（小野和美） 実績を見ても、子どもの利用者も少しずつ戻ってきており、私も最近

また利用者が増えてきたなど肌で感じております。児童館は減少傾向にあるとも言われておりますが、地域での多様なニーズなどから子どもたちの居場所となっており、先日、こども家庭課より別府市のヤングケアラーに関するアンケートの調査結果が出ましたが、アンケート結果を見ると、家や学校に居場所がないと感じたときに、ほかに行く場所がないと答えた子どもが約40%で、居場所というものを必要としている児童が多い結果となっております。

居場所というものは、自分の幾つかある中のコミュニティーの中で、自分にとって居心地のいい場所が、成長する過程の中で居場所というふうになっていくと考えます。そして人を居場所とできる、人的環境もとても重要です。児童館で働いていらっしゃる方と利用者の距離はとても心地のいい距離感なんですけども、名前とかをすぐに覚えてくれたり、一緒に遊んでくれたり、悩みを聞いてくれたり、常に子どもに寄り添った対応をしてくれます。世代の違う子どもたちが一緒に遊び活動ができることは、子どもにとって健全な育成につながり、心も成長させてくれると考えます。

別府市は、利用対象者が中学生となっておりますが、厚労省の児童館ガイドラインの中でも、対象児童は18歳未満の全ての児童となっており、他都市を見ても18歳未満となっている自治体は多く、それは大きな枠組みでの世代間交流を目的としています。以前、兄弟で児童館に行った際、兄は高校生のために入れなかったという事例も保護者のほうからも聞いております。地域の子どもが気軽にに行ける場所、そして小さい子から大きな子どもたちが自然とコミュニケーションを取れる場所として集えるように、対象年齢を18歳までに改定していただきたいと考えますが、市としてはどうお考えでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

平成8年に初めて児童館を設置した当初は、小学生までを利用対象としておりました。しかし、平成16年に中学生まで利用対象を拡大する改正をさせていただきました。その後、平成23年に国で児童館についてのガイドラインを策定し、その中では利用対象者が18歳未満の全ての児童となっております。この点を含め、ガイドラインに沿った対応をしてみたいというふうに考えております。

○5番（小野和美） 、ありがとうございます。ガイドラインに沿って対応していただけるということで、改定されれば18歳までが利用できるということになり、多世代の交流が期待されます。ますます親と子と地域をつなぐコミュニティーとして、そして子どもの居場所の一つになることを願います。

次に、児童館で使用するおもちゃについてお伺いします。

児童館のおもちゃは、市の予算で購入したものしか置いてないのでしょうか。例えば利用者の方からの寄附や寄贈など受け入れていただくことは可能でしょうか。おもちゃのバリエーションも増え、子どもたちも喜ぶと思います。また、利用者からこんなおもちゃを買ってほしいというような要望などはこれまでにありましたでしょうか、御答弁ください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

児童館で使用するおもちゃでございますが、基本的には劣化の状態などを考慮して市の歳出予算の中で計画的に購入しております。過去には寄贈されたおもちゃもございますので、お申出があれば十分にお受けさせていただいております。

また、利用者からの御要望ということでございますが、児童館の職員が日頃利用している子どもたちの関わりの中で、その時々流行などの情報を収集しながら、購入する際の参考にさせていただいております。今後も引き続き児童館を利用する方が満足していただけるよう、施設運営に努めてまいりたいと考えております。

○5番（小野和美） ありがとうございます。おもちゃの再利用はとてもいいサイクルで、物を大切にすることも子どもたちに伝えることができますし、おもちゃを購入する際は子

どもたちの情報も参考にされているということなので、これからも子どもたちが楽しく遊べる環境づくりを目指していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域教育力活性化事業について、地域で子どもたちが群れ、公園などでのびのびと遊びに没頭することが放課後の当たり前だった時代とは違い、今は過ごし方が多様になっています。塾や習い事に行く子、家で過ごす子、親の就労で学童保育に行く子がいる一方、貧困や虐待、ヤングケアラーなどの問題も顕在化してきています。心も体も脳も大きく成長する小学校教育において、学校が終わってからの放課後の過ごし方はとても大切と考えます。小学生が学校で過ごす時間は年間約1,200時間に対して、就寝時間を除く放課後は約1,600時間にもなり、子どもの生活や成長への影響は大きいと考えます。現在、教育委員会では、ボランティアの方々の力を借りて、子どもたちの宿題の見守りなどを行う地域教育力活性化事業を実施していますが、どのような事業なのか御説明願います。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

地域教育力活性化事業は、「育て別府っ子！地域の力で」を合い言葉に、地域の大人が子どもたちと関わりを持つことによって交流を深め、地域のコミュニティーを活性化し、地域みんなで子どもを育てる地域社会の形成を図ることを目的としております。学年は限定されますが、毎月2回水曜日に宿題の見守りや補充学習もボランティアの方の御協力の下、各小学校において、放課後トライとして実施しております。

また、休日の安心・安全な居場所づくりとして、中央公民館及び各地区公民館においては、子ども夢チャレンジや、世代間交流などの様々な体験活動や交流を通じた健全育成事業を実施しております。

○5番（小野和美） 毎月2回、宿題の見守りや補習授業学習を放課後トライとして実施して、休日は居場所づくりとして公民館などで様々な体験活動を行うということで、地域全体で子どもを育てる事業であります。内容からも、実施していくにはボランティアの方々の力が不可欠と感じます。ボランティアの募集をしていることは私も市役所のポスターやフェイスブックなどでも知ってはいますが、まだまだ知らない方も多くいらっしゃるのではないかと思います。ボランティアさんは、今十分に集まっていっているのでしょうか。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

これまでも多くの方にボランティア登録をさせていただいておりますが、ボランティアの高齢化や新規登録者数の停滞も見受けられます。本事業をより推進していくためには、学校における教育活動や公民館での交流活動に多くの地域住民にボランティアとして参画していただくことが重要となります。

ボランティアの方には、ご自身のスキルや経験を役立てていただくことで、新たな活動やつながりをつくる場にもなり得ると考えております。今後、多世代・多様な新規ボランティアの獲得のため、ボランティア活動の魅力を広報し、引き続き周知に努めてまいります。

また、これまで公民館ごとで管理していたボランティアの登録システムを見直し、市内全域で共有できるよう一元化し、別府市全体を一つの地域と捉え、校区内にとどまらず、垣根を越えて活動していただくことで、必要な人材の確保にもつなげていきたいと考えております。

○5番（小野和美） 登録システムを市内全域で共有できるよう一元化することは、ボランティアさんにとっても活動する場が増え、放課後トライの実施も充実していくと考えます。ボランティアさんがいてこそ成り立つ事業だと思っておりますので、様々な場面での広報はしていらっしゃると思いますが、より一層周知をしていただき、子どもたちの居場所づくりにつなげていってほしいと思います。

小学校6年間における放課後の過ごし方は、心も体も脳も大きく成長し、何でも吸収する子どもにとってはとても貴重で、重視すべき過ごし方であると捉えております。例えば、平日の放課後、校舎内において、昔の遊びや将棋、工作の教室といったように、学びや遊びの場を提示し、子どもたちはそれを選択する、数あるコミュニティーに触れることで自分の居場所が増えていくというメリットがあり、これははじめ対策などにもつながっていくものと考えております。

先ほどもありました地域教育力活性化事業では、平日以外の土日などに公民館などで様々な体験活動を行っていますが、例えば休日公民館で実施している体験活動を、平日の放課後に校舎内で行っていただければ、より多くの子どもたちが参加しやすくなりますし、放課後の過ごし方も充実してくるのではないかなと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（姫野淳子） お答えいたします。

子どもたちの放課後の過ごし方は様々です。友達と遊びに興じる子もいれば、社会体育で汗を流す子、習い事に通っている子どもたちもいます。また、保護者としては充実した放課後を過ごしてほしいという願いを持っていると思っております。

公民館以外での平日の体験活動につきましては、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにどのようなことが提供できるのかを学校、公民館、地域、また学童クラブとともに調査研究しながら方向性を探っていきたいと考えております。

○5番（小野和美） ありがとうございます。一つ、他都市の例を挙げますと、千葉県松戸市では、放課後キッズルームとあって、市内45か所全ての小学校で実施しております。開催日も週4から5日で、小学校の図書館を利用し、自主学習や読書、体験活動ができて、支援スタッフが常時配置されているとのこと。

放課後の過ごし方はどういったものであれ、子どもたちの権利が守られているかということも重要です。今日は習い事に行く、または家でゆっくりしたい、友達と遊びたいといったことも権利であり、大切なことだと思っております。子どもにとっての豊かな放課後について、子どもがやりたいこと、やってみたいことができる安心・安全な環境をつくる必要もあると考えております。ぜひ、子どもたちのニーズと現状の把握をしていただき、地域の方々とともに調査研究を行ってほしいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、保育園、幼稚園、小学校への進級のことについてです。

子どもを出産する前や出産後など、その時点での居住地や将来的な居住地なども見据えて、子どもの進路プランを考えていく保護者は多くいると思います。その際に、進路についての情報が少ないために、どういった選択をすればいいのか分からないといった保護者の声を聞くことがあります。特に、昨年出された就学前教育・保育ビジョンで、今後は保育園、認定こども園、幼稚園など選択肢が増え、幼稚園は7園が閉園するため、複雑化し、今まで以上に進路に関する情報が必要になってきます。

そのような保護者のために、今以上に分かりやすい情報提供をお願いしたいと思います。例えば、出生から小学校入学までの選択肢を記載したフローチャートなどによる説明、そのフローチャートを見れば、別府市の保育園から小学校までの進路が分かるものことです。市でのお考えをお答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

現在も、子育て支援課の窓口で保育園を選択する際、それぞれの御家庭の事情などを最大限に配慮した御提案をさせていただいておりますが、先般出されました就学前教育・保育ビジョン、こちらを基に、小学校入学までを見据えたアドバイスも必要かと思っております。

折に触れ、家庭のニーズに応じた情報をどのタイミングで、どのような方法で提供する

のが最適なのかなど、保護者の不安を解消できるような丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

- 5番（小野和美） 子育て支援課の窓口の対応は本当にすばらしく、保護者に寄り添った対応をなさってくれていて感謝しております。一方で、保育園・幼稚園選びはママ友や家族の中での情報交換などから入ることが多く、フロー図があるとまず初期段階で選択肢を整理することができます。その後の詳細は電話や窓口になるとは思いますが、保育園・幼稚園選びは家族の生活スタイルにも直結してきますので、早い段階から少しずつ考えていく方が多くいます。そういった保護者のためにも、ぜひ前向きに考慮していただければと思います。

次に、歯磨きについてです。

6月4日から10日までは歯と口の健康週間でした。その目的は、歯の衛生に関する正しい知識を普及するとともに、歯科疾患の予防徹底を図り、早期発見・早期治療することにより、健康を増進することです。

先日、青山保育所では、大分県歯科技術専門学校歯科衛生士の学生が3歳から5歳児を対象に、歯磨き指導などを行っておりました。令和3年度改定の大分県虫歯予防対策研究会の資料では、平成4年から令和2年までの12歳児1人平均虫歯本数の推移では、全ての年度において、虫歯本数が全国平均より上回っておりました。そして、年齢別の虫歯保有者の割合では、5歳から8歳までは虫歯保有者が増え続け、9歳から徐々に下がっていくという結果でした。

では、全国と大分県と別府市において、過去3年間の12歳児1人平均虫歯数をお答え願います。

- 学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

令和2年度は全国0.68本、大分県1.1本、別府市0.94本。令和3年度は全国0.63本、大分県1.06本、別府市0.81本。令和4年度は全国0.56本、大分県0.7本、別府市は0.56本です。

- 5番（小野和美） 全国、大分県、別府市ともに減少しており、別府市は令和4年に全国平均になっていて、とてもすばらしいと感じております。この結果の要因の一つには、別府市が平成27年頃より取り入れている、幼稚園や小学校内でのフッ化物洗口の影響もあるのだろうと考えます。先月、娘の幼稚園でフッ化物洗口についてのお話を歯科医から聞く機会がありましたが、フッ化物洗口は、虫歯予防対策にとっても有効ですが、一番大事なのはやはり歯を磨くことですとおっしゃっていて、私もそのとおりだと考えております。

市内の保育園では、お昼御飯を食べた後の歯磨きを行っている園は多いと聞きます。公立幼稚園では14園のうち9園が実施中、または行う予定と聞いております。その目的としては、食べた後は口の中の汚れをしっかりと落とし、そして食べたら歯を磨くという習慣の意識づけの意味があると考えます。

一方で、別府市の小学校や中学校では、歯磨きに関しては積極的には行っていないということですが、神奈川県や大阪府、その他都市でも歯磨きを実施している小学校は存在しておりますので、ぜひ前向きに行ってほしいとお伝えしましたが、実際問題として、生徒数が多いため、歯ブラシなどの衛生管理が難しいことや、洗い場の水道の数が少ないといった理由があると、聞き取りの際お伺いしました。それ以外でも、子どもたちが昼休みの遊ぶ時間が短くなるといったことも考えられるため、容易ではないのかなというふうに感じております。

例えば、保護者や児童生徒が歯磨きをしたいと、学校でしたいと言ったときは学校で行うことは可能でしょうか。

- 学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

歯磨きを希望する児童生徒は、歯磨きをしても構いません。

- 5番（小野和美） 私も、この年になって改めて歯の大切さを実感しております。通常20本以上あれば、食生活にほぼ満足することができると言われております。80歳まで生きているかは分かりませんが、80歳になっても20本以上自分の歯を保とうとするには、小さい頃からの歯磨き習慣が大切です。これからもより一層歯の大切さを子どもたちに伝えていってくださいとお願いし、この項を終わりたいと思います。

次に、チャイルドシートについて、先月、立て続けに2件、2歳と4歳の女の子が、チャイルドシートが要因の一つとなって起きてしまった痛ましい事故が発生いたしました。詳細までは出ておりませんが、チャイルドシートのハーネスが未着用であった、もう一件は、チャイルドシートの設置はしていたが、乗っていなかったということです。

道路交通法により、平成12年4月1日から6歳未満の乳幼児にはチャイルドシートを使用することが義務化されております。6年前の出産時、病院でチャイルドシートが載っている立派なカタログを頂いたことを記憶しておりまして、それ以後は啓発ポスターなどは見たことありますが、チャイルドシート着用の必要性や大切さなどの啓発等は特に受けることもなく今に至っております。チャイルドシートは、お子さんによってはやはり嫌がるお子さんもいらっしゃいます。そしてこれは実際、私も目にしたり聞いたりすることなのですが、チャイルドシートのハーネスが未着用であったり、学童用というものになるとシートベルトでチャイルドシートを固定するのですが、ベルトを締めていなかったり、さらにはチャイルドシートを設置しているけども使用せず、座席に座らせていたり、残念ながらチャイルドシートの着用率が低いように感じる場合があります。

私の家では、乳児期から泣こうがわめこうが必ず座らせて、しっかりベルトをつけていて、それが当たり前の習慣になっているので、今ではチャイルドシートに座ったら娘が、カッチャンしてくださいと自分から言うようになっております。もちろん、各自それぞれの意識の問題であることは大前提ですが、チャイルドシート着用によって助かる命があること、とうとい命を預かっていることの自覚は、私たち大人がしっかりと持っていなければなりません。

チャイルドシート着用について周知をしてもらいたいと考えますが、市の見解はいかがでしょうか、お答え願います。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法につきましては、理解を深めるための広報啓発を推進するとともに、市公式ホームページをはじめ、チラシ等の配布を通じまして、警察機関と連携した保護者に対する効果的な広報啓発の推進に努めてまいりたいと考えております。

- 5番（小野和美） ありがとうございます。車の運転は毎日のことなので、どうしても意識に慣れが生じます。そのため、ハーネスの確認をし忘れてたり、短い距離だから乗せなくても大丈夫だろうと気の緩みが出てしまうことも考えられます。広報啓発を行っていただければ、そのときに立ち止まって気づく方も必ずいらっしゃいます。警察機関と連携した、保護者に対する広報啓発はとても有効性が高いと思いますので、ぜひ積極的に行っていただけると大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

チャイルドシートですが、生まれる前に準備することがほとんどだと思いますが、お祝いで頂いたり、親族・友人から譲り受けたりする方もいらっしゃると思いますが、購入するとなると高額です。レンタルや中古店で置いていることもあります。トラブルもあつたりするというふう聞いております。例えば、中古のチャイルドシートを市で譲り受けることはできませんでしょうか。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

不要となりましたチャイルドシートが粗大ごみとして出されることがございますが、まだ使用できる状態のものも年間数台あるため、その際には、リユース品抽せん会にて市民の方に無料で提供しているところでございます。

- 5番（小野和美） ありがとうございます。チャイルドシートは、乳児用、幼児用、学童用とあって、成長によって買い換える必要があるため、保護者としては出費を抑えて譲り受けたいと考える方が多いようですので、リユース抽せん会は大変ありがたいです。チャイルドシートを正しく使い、二度と同じような事故が起こらないことを願ひまして、この項を終わりたいと思います。

次に、交通安全指導員についての質問です。

私たちの学校区には、雨の日も風の日も、子どもたちの命を守るために動いてくれている交通安全指導員さんたちがいます。朝、おはよう、行ってらっしゃいと毎日変わらない笑顔でいつもの場所にいてくれる姿に、安心を覚える子どもも少なくはないと思います。子どもを事故から守りたいという一心で、日々業務に当たってくださっている指導員の皆様には、心より感謝申し上げます。

私も月2回ですが、自治会の方と交通安全運動を行っておりますが、交通量の多い通学路もたくさんあると感じております。朝の登校時に活動してくれている指導員さんについて、現在何名登録されていて、活動されている場所は何か所でしょうか。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

別府市における交通安全指導員の方は、令和6年4月1日現在でございますが、28名在籍しており、各小学校周辺の交差点や横断歩道など、交通量の多い地点28か所に立哨いたしまして、児童の交通安全指導をいただいているところでございます。

- 5番（小野和美） 通学路などの交差点や横断歩道28か所で、登校時間の約1時間、子どもたちの安全のためにほぼ毎日交通指導を行っていただいております。私がちょっと調べたところ、他都市で毎日行っているところはとても少なかったです。亀川地区にも指導員さんがいらっしゃいますが、現在2か所で欠員が出ております。その他地域でも足りていない箇所があると聞いており、交通安全指導員の募集案内をされていると思いますが、なかなか難しいのかなというふうに感じてます。

今後、周知はどのようにしていきますでしょうか。

- 生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

交通安全指導員の募集案内につきましては、先日の自治委員会理事会におきまして、各自治委員に御案内しているほか、市報等で広報に努めているところでございます。

また、加えまして、各小学校校長を通じまして、保護者の方にも周知に努めてまいりたいと考えております。

- 5番（小野和美） 私も先日、募集のチラシを見せていただく機会がありました。性別、経験等は問いません。子どもを事故から守りたい熱意のある方をお待ちしていますと記されておりました。これから、小学校校長を通じて保護者の方にも周知していくとのことで、より一層広まっていくことを期待しておりますし、私も引き続き募集を周りに伝えていきますので、今後とも広報のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者の移住支援についてです。

高齢者支援としてまず先にお聞きしたいのですが、別府市における独り暮らしの高齢者の数は毎年民生委員さんに依頼して調査しているとお聞きしました。何人いらっしゃるか、過去5年の推移でお答え願ひます。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

令和元年度は6,452人、令和2年度は6,273人、令和3年度につきましてはコロナ禍により未実施となりまして、令和4年度6,382人、令和5年度が6,062人となっております。

○5番（小野和美） 独り暮らしの高齢者は年によってばらつきがございしますが、少なくとも6,000人程度はいらっしゃるようになります。コロナ禍も終息し、ようやく落ち着いた生活が送れると思っていたところに物価高と来て、生活の環境自体が変わり、家族との関係や経済状況の変化などもあり、住まいを探す人も増えていると感じています。住宅確保要配慮者の中でも、高齢者の住居探しは困難を極めるケースも少なくございません。

昨年行われた厚労省・国交省・法務省が合同で行った検討会で、住居を貸す大家さんなど、賃貸人の意識調査の結果では、高齢者に対して約7割の大家さんが拒否感を持っているという結果が出ておりました。多くが家賃の支払いや、居室内・自宅内での死亡事故等に対する不安ということでした。65歳以上を専門に不動産仲介を行っているR65不動産が、先ほどの検討会で発表した調査結果によると、65歳以上の4人に1人が、現在の収入には関係なく、年齢を理由とした入居拒否を経験しており、また不動産会社の4社に1社が、高齢者の入居可能な賃貸住宅は全くないと回答していたということです。

実際に私の周りでも、高齢という理由で断られたという事例が幾つかございました。貸してくれる物件が非常に少ない中で、賃貸条件として連帯保証人を2人以上つけることであったり、3か月以上の入院等をする場合は、退去することなどといった幾つかの条件付なものもございました。国立社会保障人間問題研究所の2024年調べによりますと、65歳以上の独り暮らしは2020年にはおよそ738万世帯あり、今39歳の方が65歳になる2050年には1,084万世帯ということで、これは全世帯の5分の1が独り暮らしの高齢者の世帯になるということになります。

独り暮らしの高齢者が増える理由として、今までは配偶者などの死別で1人になることが多いですが、2050年になると、未婚が多くなると予測されていて、結婚しないまま独り暮らしの高齢者になる方が増えるという結果も出ており、直近では2025年問題もございます。先般独り暮らしの高齢者が新しくアパートを借りることについて一緒に対応したのですが、とても大変でした。賃貸借契約についての内容よりも、まず大家さんの御理解、保証人の問題などがなかなか高齢者の方が1人で住まいを探すことはハードルが高いと痛感したところですが、別府市において現在、高齢者の居住支援についてどういった対応をされてますでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

介護保険及び高齢者福祉におきまして、今回の御相談は介護老人福祉施設等の入所の相談が多く、アパートの賃貸借などお住まいについての御相談を直接お聞きすることは多くはない現状でございます。これまでは支援困難事例としまして、その方の衣食住といった生活の困りの一つとして、一つ施設入所を含めて、住むところの御相談に乗ることがございまして、その場合は様々な関係機関と連携して対応を協議したところがございます。

ただ、時折アパートを探しているが見つからないという御相談を受けるときもございませぬ。その際はお困りの状況を聞き取りして、御協力いただける不動産会社へとおつなぎしたり、居住支援法人様などへ御紹介する場合もございます。

○5番（小野和美） 賃貸物件は保証人の問題もあり、なかなか市も思うように対応できないということも聞きますが、国も、住宅のセーフティネット法の改正として、家賃債務保証などの制度補完と強化やNPOや社会福祉法人が、居住支援法人として見守りを担う居住サポート住宅の制度を創設するなどといった動きが見られます。近年、県内でも竹田市、豊後高田市、日田市など居住支援協議会を立ち上げられ、高齢者のお住まい等の問題解決に向けて協議を始めているとお聞きしておりますが、別府市ではいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

以前より、県の建築及び福祉所管課よりお話をいただきまして、これは高齢者だけではなく、生活困窮者や障がいを持たれている方、子どもを養育している方、また外国人の方

など、様々な部署の関係課とともに、今年の2月に外部の民間団体を含めまして「第1回別府市居住支援ネットワーク会議」が開催されたところでございます。現時点におきましては、協議会の立上げまでは議論に至っておりませんが、今年度も会議を重ねた上で、別府市の対応の方向性を決めていくとともに、同時に入居の困りなどの対応につきましても情報共有を図ってまいりたいと考えております。

- 5番（小野和美） こういったお困りの課題は、各自治体ごと様々だと思います。もちろん高齢者に限らず、住宅確保要配慮者のためのセーフティネットとして不動産業者、NPO法人、社会福祉施設などと連携を取りながら、それぞれのニーズに応じた居住サポートができることをお願いし、この項を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

去年、道路で白杖を持った視覚障がいのある方を見かけ、何度かバス停まで一緒に同行したことがありました。その方はバス通勤をされていて、歩く姿がとても気丈で堂々とされていて、とても記憶に残っており、その後、視覚障がいについていろいろと調べている中、先月開催された大分県アイサポート委員会で、その方は講師として卓話をされました。

委員会では、視覚障がい者がどのような生活を送っているのか、実体験や本音、様々な現状を聞くことができました。外出が困難であるがゆえ、引き籠ってしまっている方が多いこと、行政などに発信していく機会がないためこの委員会を立ち上げたこと、視覚障がい者の実態を知ってほしいと訴えておりました。

そこで、まずお聞きいたします。別府市における障害者手帳所持者の全体数及び身体障害者手帳所持者数をお答え願います。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和5年度末時点で、身体・療育・精神の3障害者手帳全体数で8,618名、身体障害者手帳所持者数は5,724名でございます。

- 5番（小野和美） では、身体障害者手帳所持者の中で、視覚障がい者の数をお答え願います。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和5年度末時点で、視覚障がい者数は413名でございます。

- 5番（小野和美） ありがとうございます。

では、視覚障がい者の障害程度を表す障害等級での内訳はどのようになっていますか。また、1級と2級の例示についてお答え願います。

- 障害福祉課長（大久保智） 令和5年度末時点ですが、障害等級1級の方150名、2級の方137名、3級の方14名、4級の方31名、5級の方52名、6級の方29名であります。

等級の例示でございます。万国式の試視力表によって測ったものを言います。屈折異常のある方、いわゆる眼鏡をされてる方、矯正視力について測ったものを言いますけども、1級の方、視力のよいほうの目の視力が0.01以下の者、2級のほう、視力のよいほうの目の視力が0.02以上0.03以下の者、そして視力のよいほうの目の視力が0.04、かつ他方の目の視力は手動弁以下の者を2級の方の判定基準となります。

- 5番（小野和美） 413人のうち、1級の150名が全盲の方で、2級、3級までの方も、見え方は違えど、日常生活が極めて困難な方です。それぞれの人数も多いです。視覚障害の過程は様々ですが、徐々に悪化していく方がとても多いと聞きますので、それが数字としても表れていると感じます。

では、視覚障がい者の方が視覚障害について相談したい場合、市のほうではどのような相談窓口がございますか。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

本障害福祉課はもとより、別府市身体障害者福祉団体協議会と別府市視覚障害者協会が
ございます。

- 5番（小野和美） 一方で、パソコンや携帯の使い方などのお困りの際、盲学校以外での
相談窓口はないようで、視覚障がい者の方々は専用アプリや音声ガイドを使ったりされま
すが、使用方法などは仲間内で何とか教え合っている方が多く、実際お困りの方は多いよ
うでした。

次に、障害福祉サービスについて、視覚障がい者の方の移動手段の中で、同行援護とい
うものがございます。これは、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する
際、同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、御本
人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うというものです。

では現在、市内でサービスを提供している事業所数及び利用者数についてお願いします。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

サービスの提供を行っている事業所数は、現在23か所でございます。利用者につきま
しては、令和6年3月の実績で、支給決定者数が98名、うち実利用者数が69名であります。

- 5番（小野和美） 聞き取りのほうでも、現在は不足なく円滑に回っているということ
をお聞きしておりますが、介護士の不足の現状もあるため、同行援護サービスを希望どおり
に受けられていないという視覚障がい者の方も実際いらっしゃいます。このサービスは、
利用者が行きたいところ、行かなければならないところに必要とされますが、月に使える
サービスは50時間を上限と定められていますので、少ないと感じている視覚障がいの方
は多いようです。

では最後に、盲導犬についてお聞きします。

大分県の盲導犬の実働数は、現在6頭であることを先日の委員会でお聞きしました。コ
ロナ禍以前は全国に1,000頭ぐらいいたそうですが、コロナウイルス感染症が蔓延してか
ら、視覚障がいの方々は、外出自粛もあり、同行援護を受けられない人が増え、それと同
じく盲導犬も使用できないという現象が起こり、コロナ禍で、民間からの寄附も減り、訓
練士が辞めざるを得なかったり、全国の盲導犬自体が減ってしまったということです。私
も知らなかったのですが、盲導犬協会の運営のほとんどは民間からの寄附で成り立って
いるようです。そのため、コロナ禍において寄附が減少したという事実があるということ
でした。

そして、別府市内の盲導犬実働数は現在ゼロ頭であることも分かりました。以前は啓発
ポスターや店頭での募金箱を見かけたこともありましたが、市町村単位で何らかの啓発を
行っているのでしょうか。また、盲導犬について問合せがあった場合の市の対応をお聞かせ
願います。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

盲導犬の啓発につきましては、公益財団法人日本盲導犬協会が、国内4か所に総合セン
ターや訓練センターを設置し、積極的な啓発に努めております。

本市におきましては、当該法人等による広報媒体でありますチラシ等を窓口置き、お
問合せがあった場合は、本市から日本盲導犬協会につなぐ等の対応を行っております。

- 5番（小野和美） ありがとうございます。市の窓口には広報の媒体などが置かれてい
るということで、私も拝見しましたが、種類も豊富で分かりやすかったです。全ての視覚障
がい者が盲導犬を必要としているということではないですが、今も待っている人がいます
ので、この事実を多くの方に知ってほしいと思います。

そして最後に、視覚障がい者の見え方、目の見え方は本当に個々様々で、目の錯覚とい
うものが起きることもよくあるそうです。例えば、信号機の赤が青に見えたりすることが
あるんだそうです。ですので、信号待ちをしている白杖を持った方、盲導犬を連れている

方がいたときには、手伝うことがないですかと一言をかけてもらえたらありがたいというふうにおっしゃってました。障がいのある方が少しでも生きやすく、自分らしい生活ができることを願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひします。

去年10月に65歳を超えまして、前期高齢者の仲間入りをさせていただきました。年金の手続に行ってくださいとか、あと医療のサービスがこういった形で受けられるようになったというような通知をいただいたりと、ああ、いよいよ年を超えてきたなという思いを強くしたところです。

それでよく最近感じることは、やっぱり人の名前が出てこないということがよくあります。頭の中に顔がもう浮かんでるんですけど、名前が出てこないという状況はよくある。何人かうなずかれています方もあるので、共感していただいているなというふうに思うんですけども、そういった中で、本屋に行きまして、もう本を読むだけで脳が若返るという本を見つけました。これは東北大学の川島隆太先生が書いた本なんですけど、見ましたら東北大学の加齢医学研究所の所長さんをされているということでありましてね、脳は若返るというので、高齢に向かうものの、こうやってやったら、例えばそういったものが思い出せないとか、認知がよくなるというような本かなというふうに読み詰めていきましたら、中で、子どもたちのことが置き換えてありまして、今はやってるスマホ、タブレットを中学生ぐらいから今持つてる人がかなり多いと思いますし、学校においてもこういったタブレット等を活用して事業が進められているという状況であります。

そういったところを見まして、最後まで読んで、これ結構知らない人もいるんじゃないかなという思いでいろいろ調べていって、今回質問をちょっとしてみようということで上げさせていただいたところでもあります。

最初に、不登校の状況ということでお聞きするんですけども、これ不登校ってあんまり言わないですね、学校に行きづらい方というふうに言ったほうがいいのかと思います。なかなか来れてない子どもさんたちが家庭で学習を補っていくところで、こういった機器が使われているということもお聞きをしておりますし、最初に、そういった状況にある、なかなか学校に来れてない子どもさんたちというのはどのぐらいいるのか、まず最初にお答えください。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

国が実施した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者等を除いた支援が必要な児童生徒数は、小学校65名、中学校205名です。

○20番（市原隆生） 私はかなりの方がそういった生きづらさを感じているのかなというふうに感じておりますし、そういった子どもたちに対して、学校で、学習支援もちゃんとやってますよということだとお聞きしました。

学習支援なんですけれども、それらの児童生徒に対してどういった支援なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

学校に行きづらさを感じている児童生徒のICTを活用した学びとして、タブレット端末を活用したAIドリルにより、学習支援を行っています。

また、自宅から外出することが困難な児童生徒に対しては、児童生徒が在宅で自分専用のアバターを操作し、他者とやり取りする仮想空間「メタバースふれあいルーム」により、学習支援を行っています。

○20番（市原隆生） 私たちの子どもどものときとはもう全然比べ物にならない、最新の技術と

いうふうに言ったほうがいいんでしょうか、そういったことが教育の場でも使われて、そういった学習支援をしているということだというふうに思います。

もう一個、GIGAスクールの成果ということで、端末の機械がそういった家庭での学習だけではなくて、当然学校でも今活用されているということでもありますし、私、今の中学校の授業を参観させていただいたときに、本当に進んだ授業、私たちの子どもの頃では考えられないような進んだ形で授業が展開されているというところを見たわけでありまして、タブレットを利活用した授業というのが今全体で、どのように進められているのか、その点を聞きたいと思います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

授業場面では、疑問に感じたことをすぐに調べたり、学習の振り返りをしたり、個別最適な学びのツールとして活用しております。また、他者と意見交換をしたり、情報共有をしたりし、協働的な学習のツールとしても活用しております。

補充学習、家庭学習場面においてはA I型ドリル教材を、各種アンケート調査では回答、集計に活用しております。

令和5年度全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の、「学習の中でパソコン・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は全体の97%でした。1人1台端末導入による成果であると捉えております。

また、A I型ドリル教材の繰り返しの学習や、プログラミング教材、授業支援アプリ等のICT機器の活用により、思考力・判断力・表現力の育成が促進されているものと捉えております。

○20番（市原隆生） 先端といいますか、そういった技術の詰め込まれたタブレット端末を使って、その中のソフトなんかもそれなりに成果が上げられるような、非常に優れたソフトが入れられて、それを使用しながら子どもたちが学習しているというような状況というのも、お話を聞きながらよく分かります。

学校だけで使うということではなくて、端末を家庭に持ち帰って学習するということもあるかと思います。夏休みなんかそういうふうにしてるのかなというふうに、勝手に想像もしたりするんですけども、そういった家庭に持ち帰ってもできるということだとして、持ち帰った中で使う約束事等あれば、どんなことを取り決めているのか、それを教えてください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

各学校において、家庭学習の内容に応じて、持ち帰りの日を設けています。家庭での使用につきましては、現在使用時刻等の制限を設定してはいませんが、市教委としましては、適正な使用を判断した上で、7月から使用時刻の制限をかける予定でございます。

○20番（市原隆生） このタブレット端末ね、学校からもらってるタブレット端末だけじゃなくて、今もう中高生の方でスマホも与えられてるという子どもも多いんじゃないかというふうに思います。そういったところでの使用のルールというのは、それぞれ家庭に任せているところがあるかと思いますけれども、そういった中で、川島隆太先生が指摘されている中で、仙台の教育委員会と非常に協力し合いながら、タブレット端末を使って学習をする中で、時間的な経過とそれからそれぞれの子どもが何時間ぐらい、どのぐらい学習しているかということも含めて、いろいろ集計をして出したデータだということでもあります。どこまでどうなるかというのは、私ちょっと7月に仙台に行ってお話を聞いてきたいなというふうに思ってるんですけども、こういうことでした。

タブレット端末を1時間使って、1時間しか勉強しないという子どもはそこその成績だそうです。例えば、1時間タブレットを使いながらも、3時間ほど学習する、そういった

た習慣のある子どもというのは、すごくやっぱり学力が伸びているそうです。その中で、例えば3時間タブレットを使って3時間みっちり学習する子というのが、これ学力がどんどん低下しているという結果が出ているそうです。東北大学の脳科学の先生方なんで、脳の血流を調べるらしいんですね。それを、仙台の教育委員会とも協力し合いながら、子どもたちのそういったタブレット端末使いながらの、こういった脳の働きになっているか、血流がこういった状況になってるかというのを見たときに、3時間というのは使い過ぎというふうに言っているのかどうか、長時間使った子どもたちの脳が老化してるというふうにおっしゃってるんですね。どういうことかということ、高齢者の脳に似てきているそうです。そういう状況になっているということでありました。

要するに、タブレット端末を長時間使って、3時間という時間を設定してましたけども、そういう使い方をした子どもについては、しっかり頑張っているけれども、一様に成績が下がってるというような状況でありました。この報告をちょっと私がさせていただいたときに、ちょっとこういったことがあるみたいですよという話を聞いて、どのようにお考えか、そこをお聞かせしていただきたいと思うんですけど。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

電子機器の家庭での使用につきましては、ネットの長時間使用やネットいじめが危惧されているところでございます。電子機器の適正な使用に向けて、小学校ではネットトラブルの防止に向けた心構えとして、「ネットいじめは絶対にしません」「使う時間を守ります」「家庭の約束を守ります」の3点を、「私の約束」として記したステッカーを配布し、それを基に親子で話し合い、「家庭の約束」を決め、守っていくよう働きかけをしております。中学校では、生徒会が中心となって、ネットモラル宣言を作成しております。

このような取組を通して、家庭とも連携を図りながら、児童生徒が電子機器を適正に使用できるように指導しています。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。今お答えになったところは、そういった当然ネットトラブルというのはもう多く報告されてますし、そういった中高生の間でもそういったことが高じて、自殺につながったというような事例も何件か、残念ながら報告が上がってるわけですね。

そういった点の注意喚起というのは当然していただくとして、そのこと以外で、例えばよかれと思ってといえますか、しっかり頑張ったつもりで、そういった機器を使ってやったにもかかわらず、それがあまり身体的にいい影響というか、悪い影響をずっと与えられていたんじゃないかというような話が今されている中で、そういった状況を踏まえてどういった指導をしていったほうがいいのか、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

電子機器の使用に関しましては、学習面においては一定の成果がある反面、SNS上のトラブルや、深夜まで使用することによる健康被害など、マイナス面も実際に起きております。

家庭でのタブレット使用に当たりましては、各学校から家庭でのタブレット活用のルールを配布して指導していますが、今後市教委としましては、使用時間だけでなく、使用場面、使用内容等について、学校・家庭と連携を取りながら進めていきたいと考えています。

○20番（市原隆生） 私もきちっと話を聞かないといけないなと思っております。ちゃんと内容をお聞きして、またやり取りしたいなと思ってますので、また御報告をさせていただきながら、またいろいろとお話を聞きたいなと思ってますので、今日はこの辺でこの項目を終わらせていただきます。ありがとうございます。また次の機会にお聞きしますので、よろしく申し上げます。

次に、空き家等の活用ですね。

私、空き家について本当に毎回の議会から質問をしているんですけども、本当に目につくといえますか、自分ところの町、または周りですね、ここも空き家になったよ、ここも何かいなくなったねという、もう自治会の役員さんたちとまちを歩く中でそういった話を、そのたびにして歩いてるといいますか、そういった状況がありまして、これから人口減少と言われてる中で、また高齢化が進んでいる、先ほど小野和美議員さんの質問の中でありましたけれども、やはり高齢者の方がなかなか家を借りられないというような状況もあったりということもあって、本当に空き家が増えてるなという感じがしております。

今申し上げましたけども、人口減少が進む中で、もちろん私も空き家が増えていくというふうに思っておりますけども、これからの状況というのを、行政としてどのように考えているか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

本市の空き家数の推移といたしまして、平成25年の空家実態調査で、940件の空き家を確認しております。そのデータを基に、令和4年度に実施しました空き家実態調査では、空き家総数は2,407件となっております。この9年間でおよそ2.5倍に増加しており、今後も増加していくものと考えられます。

そのような中で、国において管理不全空家については税優遇しないなど、空き家の管理強化や活用策を盛り込んだ「改正空家法」が施行され、既存住宅の流通を促す施策も取られておりますので、増加抑制に向けた取組を進めているところでございます。

○20番（市原隆生） そうですね、本当に取組を進めていただいているというふうに理解しておりますし、私、今の空き家の検討委員会の中に入れていただいて、そういったお話を聞く機会もありますので、法律も変わり、いろんな手を打っていただいているというはよく分かっております。

ただ、現実がちょっとそれを追い越してるのかなという気がしておりますので、毎回この心配をしながら、こういった項目の質問を取り上げさせていただいてるんですけども、空き家っていいますと、別府市内戦災を受けてない関係で、結構道が狭い、曲がりくねった道の中の一軒家が、古い一軒家が空き家になって、蔦に覆われてるというような状況が、空き家というそういったイメージで、あそこも草に取り巻かれたなというようなことをイメージしながら、そういった状況も見えてきたわけですけども、最近では住宅団地といえますか、一戸建てがずっと立ち並んでる中の一角というか一軒が、そういった空き家になって、非常に周りが積んで家が建ってるもんですから、当然その一軒にどなたも住んでおられないという状況になりましたら、もう雑草が伸び放題、木も大きくなり放題、周りの方に非常に迷惑かけてるというような状況があります。

そういった中で、これはやっぱり放置されてるので、近隣に迷惑をかけてしまうという状況になるんですけども、活用されるとやはり管理が入るので、そういったことにならないというふうに思っております。活用推進をするためにやっていることがあれば、その辺を教えてください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

本市の空き家対策といたしまして、昨年度見直しを行いました空き家対策計画の中で、自治会や住民と連携した対策や、空き家相談会の実施、さらには空き家バンクへの登録勧奨などを重点的な取組とし、空き家の除却補助金や利活用補助金などの整備・拡充を進め、流通が難しい物件などについては、所有者と近隣住民を仲介し、解体費と登記費用程度で売買ができるような働きかけを行っており、実際に解決に至った案件もございます。

今後も、土地・建物の状況に応じまして、適切な提案などを行ってまいります。

○20番（市原隆生） あと、空き家を活用していいですか、高齢者のほうの居場所づくりということで、独り暮らしが多いですね、今高齢者の独り暮らしが多い。その中で、

これも前にもお話ししたかもしれませんが、近所の方のところにたまたま訪ねていったら、もうあんたが来てから3日目にやっと人としゃべったわっておっしゃるわけですよ。3日前に何があったかという、デイサービスで行って来て、しゃべってそれから帰って来て、誰も会わなかった、あんた3日目だわというふうに言われました。

そうなんです、お茶も上がって飲めばよかったですけども、要するにそういった高齢者の方が多いということなんです。デイサービスで行っている間はいいいけど、それが週の間ね、2日とか3日であれば、その間の日にちというのは全く誰ともしゃべらない、もうテレビだけというような感じらしいんです。

ある自治体では、空き家をやっぱり活用した高齢者のサロンをつかって、週に何日間か、地域の方がそこに入って、お茶を出して、高齢者の方が、近所の方が集まってそういったお話ができるような取組をやっているということでありました。それは空き家であったり公民館であったりするんですけど、別府の場合は公民館の下の階が温泉になって、高齢者の方が上がっていきたくても、もうちょっと階段上がれないというような状況もよく聞くんなんです。私が住む町内の公民館も、下の階が温泉で古い造りで、木の階段をミシミシと言わせながら上がっていくような造りになっております。そういった建物が別府市内は多い中で、平家といいますか、1階でそのまま入っていけるようなところで地域のサロンの場が設けられたら、そういった高齢者の方が週に1回でも2回でもね、デイサービスの間を縫って開催できるようなことができれば、非常にいいサービスにつながるんじゃないかなというふうに思っています。もちろん、地域の担い手という方がいないと実現できないんですけども、そういったことに取り組んでいる自治体もあるように聞いておりますけれども、そういったことでの空き家の活用というのが進められないか、その点いかがでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

本市の空き家利活用事業といたしまして、移住を検討されている方を対象としたおための移住施設、さらには起業・創業を目指す人材がチャレンジしやすい環境づくりのためのコワーキングスペースなど、空き家をリノベーションし、コア施設としての整備を既に行っております。

今後も地域の方々や民間事業者と連携を図りながら、他都市の取組などを参考に、地域の核となるような利活用について調査研究を進めてまいります。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひします。非常にこういったことができれば地域も喜んでいただける方が多いんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

では、次の質問に移らせていただきます。

ワクチン接種についてということでお尋ねします。

先日、大分大学に設置されました、何かワクチンの研究所ですか、かなり力を入れて造ったところにちょっとお話を聞きまして、そこの先生とお話をさせていただいたんですけども、ワクチン接種の専門家の方です、先生がおっしゃってました、コロナのときもそうでした、ワクチンについて、いろいろと反対の意見をおっしゃる方、こんなに悪いんだとかっておっしゃる方もあるけども、やはり効果はありますというお話でした。しっかり認可されてというふうに言っているんでしょうか、実施されているワクチンの接種についてはしっかり効果があるので、利用していただきたいというふうなお話でありました。

その中で、接種が広がったんですけども、ある一部からこういうふうに言っているのか、副作用が非常に大きいということで、なかなか進まなかったんですけども、子宮頸がんのワクチンについてね、聞きました。効果はやはりありますというふうに先生もおっしゃってましたし、今やってる事業の中でね、キャッチアップ接種ということで進めていると思います。

まず、このキャッチアップ接種の対象について最初にお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

キャッチアップ接種対象者は、平成9年度から平成19年度生まれの女子です。

○20番（市原隆生） 3回打っていただけるとのことですね。3回、このキャッチアップ接種の中で打っていただく、完了ができるようにするためには、いつまでに1回目を打たないといけないのか、その点はいかがでしょう。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

3回の接種完了まで約6か月かかりますので、遅くとも9月末までに1回目を接種していただく必要があります。

○20番（市原隆生） 今年の9月末までにやらないと、このキャッチアップ3回の接種が完了しなくなると。これ、完了しなくなると最後3か月として1回は自費ということになるということではないんですか。

これ非常にいろいろ言われておりましたけれども、やはりワクチンが有効であるということの立場から、この周知の方法についてお尋ねします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

個別通知と、市内各所での啓発を行う予定でございます。

まず、個別通知ですが、接種を完了していないキャッチアップ接種対象者約5,800人へ6月末に封書をお送りします。また、学校などを通じてのリーフレット配布、大学へ出向いての啓発、市報や市ホームページへの掲載なども予定しております。

○20番（市原隆生） 大変細かくやっていただいているなという気がしております。本当に有効であるということですので、この有効なワクチンを有効に使っていただけるように努力していただきたいということをお願いをいたしまして、次の带状疱疹ワクチンについてお尋ねします。

これも、本当に市長の英断で決めていただきまして、接種が始まりましたけれども、ここまでの利用者の数をお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

令和6年2月から4月末までの接種者数は、1回接種する生ワクチンが131人、2回接種する不活化ワクチンは延べ796人、合わせて延べ927人の方が接種しています。

○20番（市原隆生） ということですが。

今、927人ってお聞きしました。この数がちょっと多いのか少ないのかということは別として、やっぱりよく知られてないのかなという気がしたんです。というのが、ある年配の女性から、市原さん、他市町村は何か带状疱疹の打ってくれるのを助成してくれるって言うけど別府市もそういうのしてよって話してからおっしゃるわけですよ。いや、もうこの前決まってからもうどんどん打たれてるのあるんですよって言ったら、いやそんなことないというふうなやり取りがありました。やはり高齢の方が対象ですし、なかなか一通りのお知らせというか、広報ではなかなか行き渡らないのかなというふうな気がしたんですけども、そういった高齢の方でも分かりやすく、別府市こんなこともやってるのかと分かるような伝え方をぜひともお願いしたいんですが、その点いかがでしょう。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

助成対象や費用、指定医療機関などを市報や市ホームページに掲載しているほか、医療機関や歯科医院、薬局、地区公民館、包括支援センター、市営温泉など、市民の皆様と関係が深い各所でポスター掲示やチラシの設置を行っています。現状に加え、健康教室など様々な機会に広報していきたいと思っております。

○20番（市原隆生） ぜひ、よろしくお願いいたします。非常にいいことをしているので、多くの人に知ってもらって、利用していただき、また最近テレビで、朝の健康番組でやってま

したけど、50歳を過ぎたらかかる方が多いということはよく聞いてましたけども、80歳を過ぎるとやっぱり3人に1人になるんですよという話をしてました。やっぱり年取って、帯状疱疹になるともう非常に痛みに、もう耐えられない痛みに襲われるということでありましたし、平均年齢が伸びてる中で、ぜひとも有効なワクチンの接種だというふうに思ってますので、ぜひこの点については力を入れてやってくださいということをお願いしたいと思います。この議会が終わりましたら行ってまいります。

次に、インフルエンザのワクチンなんですけども、私も去年通知をいただきましたので行ってまいりましたが、去年はあんまりかかられる方が少なかったのかなという気が、あまりニュースでもやってなかったのも、そういう気がしてるんですけども、やはりインフルエンザ、昔からも今も変わらず、重症化する方はかなり高熱を発して、苦しい思いをされるということになりますけれども、この接種の対象を今65歳から助成していただいているんですけども、この辺の対象年齢というのは今後引き下げられるのか、その点はいかがでしょう。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

インフルエンザにかかると重症化しやすいため、特に接種の意義が大きい65歳以上の方と、60歳から64歳で、国が定める一定の障がいがある方が定期接種の対象となっております。それ以外の乳幼児から64歳までの方は任意接種となりますので、医療機関の設定した金額を全額自己負担して接種することとなっています。

定期接種以外の対象の方への助成につきましては、重症化予防の効果や他市町村の状況など、調査研究に努めてまいりたいと思います。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。この60歳から64歳の方の中に、基礎疾患の方というのが入ってないのかな、入ってないですね。

これは、次にお伝えしてます新型コロナのワクチンについても同じ対応だというふうにお聞きしました。65歳からは接種していただけるけども、60歳から64歳の方の、ついては、お医者さんが認めた方にはそういった接種をしていくけども、例えば基礎疾患のある方について、主治医が認めない限りはその対象ではないと、御自身で打っていただくというようなことでありましたけれども、この辺の60歳から64歳の方の対応なんですけども、やはり基礎疾患の方でね、私の近くにおられるんですけど、この前お話ししましたけれども、その方ぜんそくなんですけども、もう60歳、僕より3つぐらい歳下だったんで今六十二、三歳になってるというふうに思いますけども、その方はやっぱりぜんそくなんです、例えばコロナにかかったらもう私、もうちょっと生きておれんかもしれないみたいな感じでおっしゃるんですね。非常に健康には気を遣っておられるんですけども、だから今こうやってこの議場の中でからマスクをされてるのは参事ですけど、もう一人おられます。今マスクもほとんどされてませんけども、その人はもう、始終マスクはされてるんです。インフルエンザとかコロナとか、そういったきつい病気にかかると、ちょっと自分も命が危ないかもしれないというような、そういうふうな危機感を持って、罹患することにごく備えているといいますか、そういった状況にあるんですね。

この辺の60歳から64歳の対応というのが、これは拡大できないのかどうか、またそういった要件を緩和することはできないのか、その点いかがでしょう。

○いきいき健幸部長（和田健二） お答えいたします。

今のところ対象年齢を引き下げる予定はございませんが、先ほど答弁ありましたように、今後他市町村の状況、それからあと感染のリスク等を考えて調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○20番（市原隆生） よろしくお願ひします。そういった方は結構聞くんです。対象じゃないけども、やはり基礎疾患があるとおっしゃる方は多くいます。ぜひ、よろしくお願ひし

ます。

では次に、公共交通と外出支援ということでお尋ねします。よろしくお願ひします。

先日テレビを見ておりました、子どもさんが非常に路線バスに興味を持っておられて、もう廃線になるようないろんなところを全国探して、乗って感動しているというような番組がありました。その子どもが言ってましたけども、今後見通しとしてというんですかね、なくなる路線が、日本から南米に行く距離の路線が日本中でなくなるんですよというふうに言ってましたね。

別府市内におきましても、3往復しているところが2往復になったとか、この路線がなくなるというようなことをいろいろお聞きするんですけども、このバス路線の今後の見通し、これから別府市内のバス路線というのがどのように例えば減少していくのか、その点の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

令和4年度と令和5年度の比較では、市内2事業者合わせて平日43便、土日祝日14便の合計57便の減便で、1路線が廃線でありました。令和5年度と6年度では、平日38便、土日祝日35便、合計で73便が減便となり、1路線が廃線となっております。本年度におきましても、令和6年度9月末日をもちまして、関の江団地線及び国大線が休止されるなど、悪化されることが懸念される状況です。

この状況を改善するためには、バス運転手の確保が必要ではあるものの、現在の路線バスを今後も維持するためには、バス運転手が2社合わせて14人不足しているとの報告も受けている状況でございます。

運転手不足を要因とした路線バスの減便及び休廃線は引き続き拡大する可能性があるものと考えております。

○20番（市原隆生） 非常に、この数年の間に多くの減便が実施されていると、廃線になったところもあるということでありました。

そこで、路線の距離にしてどのぐらいあるんですかって聞いたら、それはちょっとなかなか分かりませんということだったんですけども、本当にすごい数の便がなくなっているということで、それだけ、全てのバスがお客さんが満杯で走っているわけではありませんけれども、やはりなくなっている部分に不便を感じている、当然人口減少とかいうこともありますけれども、それだけ不便になってきているということで、それが今回のライドシェアにつながっていくのかなというふうな気もしています。これはまた違う機会にでも、お尋ねしたいというふうに思うんですけども。

そこで、そういった、特に高齢者の方の外出を支援していくということで、この高齢者のおでかけ支援について、現在の事業内容をお尋ねしたいと思います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

ひとまもり・おでかけ支援事業につきましては、高齢者の社会参加の促進として、高齢者の移動手段を確保するため別府市にお住まいの70歳以上の方を対象としまして、バスの回数券を販売しております。令和5年度までは、1冊の額面2,000円の回数券を半額の1,000円で販売しておりましたが、今年度から2,100円の額面に増額し、7月からの販売開始に間に合うよう準備しております。

なお、御購入者の御負担はこれまでどおり1冊1,000円で、お一人12冊まで購入できることに変更はございません。

○20番（市原隆生） 何人かの方から、このおでかけ支援がなくなるって聞いたんですけど本当かいってというふうに言われて、本当かいじゃなくてなくなるそうやなというふうにおっしゃってる方もあったんですけど、事実ですか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

なくなるという予定はございません。

- 20 番（市原隆生） 議場でその言葉を聞きたかったんで、ちょっと質問させていただきましたけれども、なくなるということですよ。そんなことはありません。市長も大きくうなずいてますけども。

バスの便数もなくなるけども、このサービスは継続されると。先ほどもバス路線の今後の見通しの中でも言及させていただきましたけども、これから公共交通としてのバスの便がなくなるけども、その代わりとして、これから今南部のほうでスタートした湯けむりライドシェアという形に移行させていこうとしているのかなというような気もしております。

そこで、こういったおでかけサービスなんですけども、高齢者の方が増えているという状況の中で、利用者はやはり別府市内の高齢者の方、温泉を利用して、元気な方が多いです。高齢者の方が増えていくという中で、利用者についてはどのようにお考えですか。利用者が増えていくというふうにお考えでしょうか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

このバス回数券の販売につきましては、これまでに販売時期や販売冊数の上限の変更、また有効期限の延長などを行ってきましたので、過去の販売実績からは見込みにくいところがございますけども、高齢者数の増加、特に 75 歳以上高齢者は来年 2025 年にピークを迎えること等を考えますと、これからも当面は利用のニーズが高いのではないかと考えております。

- 20 番（市原隆生） そこで、チケットを利用した金額分、バスに乗っていながら、降車するときにはちぎって金額分を箱の中に入れて出られるという状況があるわけですが、そこでよく高齢者の方から、これ何とかしてくれんかいとおっしゃるんですよ。紙をカードにしてもらえたら、目が、割と見づらくなってる中で、バスに揺られながら震える手でね、紙チケットをちぎる作業というのが非常に難しくなってきたとおっしゃる方がかなりいるんです。

そうですね、カードになったら便利です、今ピッとやったら全部精算できますもんねという話の中で、このカードを、そういった乗り物に特化するということが非常に難しいんだというふうには聞いておりました。この点、移行ができないのかどうか、その辺どうでしょうか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

交通系 IC カードにつきましては、汎用性の高さが逆に足かせになっている部分もあると思いますし、単独でバスカードの開発となりますと、多額の設備費用がかかる見込みでございます。

しかし、他市でも IC カード導入の検討、国交省においても電子決済限定バスの解禁など、事業者の経営コスト削減の下、電子決済を進める動きもございますので、今後も引き続き国、バス会社、他市の取組状況などを注視し、研究してまいりたいと考えております。

- 20 番（市原隆生） やはりこういったサービスといいますか、高齢者の方に対するそういったおでかけ支援のサービスというのは、形は変わっても、ほかの自治体でも取り入れてやってるのではないかとこのように思うんです。当然、状況同じですから、例えば紙のチケットであったらちぎって、バスに揺られてちぎりながら、降りるときに箱に入れて降りていくという状況はどこも同じだというふうに思ってますし、どこも同じだということは、どこも同じような不便さを感じておられると思うんですね。

例えば県とも共同で、県下のそういった困ってる状況をまとめてから解消しようということで、そういったグループといいますか、県を中心にまとめてそういった費用がかかるところを分担しながら進めていくことはできないのか、県にお願いして進めていけないの

かどうか、その点いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

あらゆる可能性を探りたいと考えておりますので、機会を通じ県とも相談してみたいと考えております。

○20番（市原隆生） ぜひ進めてください、よろしくお願いします。

それでは最後のところ、特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入補助事業ということで上げさせていただきました。

私も自治会の今、役をちょっといただいてまして、毎月自治会の班長さんたちの会合に出席させていただいてるんですけども、その中で自治会長のほうから、校区、また中学校区の打合せのときに、亀川交番の方が来てから、毎月おっしゃる内容が、やはり特殊詐欺に遭っている高齢者の方が後を絶たない、それから金額がむしろ上がってるということで、もう毎回そういった注意を促して帰られるそうなんです。

本当に、テレビでもいろんなメディアでも特殊詐欺に気をつけましょう、かからないようにというふうにおっしゃるけども、犯罪手口が巧妙になっていく、いろんな形を変えていくという中で、やはりそういった詐欺に引っかかってお金を失っていくという方が、件数は減ってきたけども、金額が上がっているというような状況がずっと続いていると。これ毎月その繰り返しで、今月もそういうふうに言っていましたというふうに言われるんですよ。

そういった中で、こういった特殊詐欺に対する事業を市のほうでやっていただいているんですけども、まずこの事業内容と要件、それから実績、この辺について最初に教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

本市では特殊詐欺防止機能付き電話機等購入補助事業といたしまして、令和2年度より65歳以上のみの世帯を対象に実施してまいりました。令和5年度からは、65歳以上を含む世帯にまで補助対象を広げることで、特殊詐欺の被害につながらないように補助を行っており、各年度の補助件数は、令和2年度は144件、令和3年度は68件、令和4年度は89件、令和5年度は205件となっており、令和5年に対象を拡大した効果が出ているものと考えております。

また、今年度の実績といたしましては、令和6年6月7日現在で交付決定者数は17件となっております。

○20番（市原隆生） この事業で、そういった特殊な電話機について、効果といたしますか、それぞれ設置することが進んでいるということでもあります。その中で、相手もなかなか手口が巧妙になっていくという状況があるので、被害が小さくならないということなんだというふうに思いますけれども、本市におけるこの特殊詐欺等の被害状況、これはいかがでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

大分県警察本部が公表しております大分県の犯罪概要は県下全域の統計であり、市町村ごとの件数については公表されていないことから、本市における振り込み詐欺等の被害状況については、個別には把握できておりません。

なお、直近の公表データは令和5年度版で206件となりますが、特殊詐欺の現状を令和4年度177件と比較いたしますと、被害届相談件数、被害額についても増加しております。

○20番（市原隆生） こういった事業をしていただいているにもかかわらず、被害額は今課長から、増加しているということで答弁がありました。

こういった状況を踏まえて、例えば防災、防犯の上から、今後考えておられる対策というものがありませんでしたらお尋ねしたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

引き続き関係団体と連携し、市報、SNS等で注意喚起、啓発に努めてまいります。

○20番（市原隆生） これは今までの固定電話に対する、こういった詐欺対策だというふう
に認識しておりますし、今、高齢者の方でもかなりの方がスマホ等を持っておられて、こ
ういった固定電話がうちにあると詐欺の電話がかかってきやすいからといって、結構固定
電話をやめられたというような話もよく聞くんですね。どうしてるかということ、もう、昔
のガラケーっていうんですか、それはあんまりなくて、たいがい子どもさんたちがそういつ
た指導とかされるんでしょうけど、スマホを持っておられる高齢者の方は多いですね。そ
うすると、やはり今度スマホにそういった詐欺の手が伸びてくるというようなことになっ
てるんじゃないかというふうに思いますし、いろいろな対策をやっているけれども、被害
が拡大しているというのはそういったことだろうというふうに思います。

今回のところというのは、固定電話に関するところの対策なんですけども、これから被
害というのは携帯、またスマホ等の手元にある端末からそういった詐欺の手が伸びてくる
ということも予想されておりますし、こういったところに対する取組を今後検討していただ
いて、ぜひとも被害に遭う方を少なくしてもらいたい、防いでいただきたいということ
をお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（加藤信康） 再開いたします。

○9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。本日5番目ということで、皆さんも少し
お疲れぎみではないかと思いますが、もう1人ですので、もうしばらく我慢していただい
て、私の質問をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、一番最初、会計年度任用職員についてということでお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正に伴って新設された非常勤職員の制度です。
2020年から導入され、従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員は会計年度任用職員に
移行されました。任期の定めがあり、一般的には4月1日から翌年の3月31日の1年間
ということになっています。総務省の調査によりますと、会計年度任用職員の7割以上が
女性、職種は一般事務職が多く、約3割、技能労務職員や保育所、保育士の割合も高く、
特定の職種が突出しているということです。

会計年度任用職員の制度は、全国的に非正規職員の採用や待遇を適正化するために導入
されました。制度の導入により、賃金改定や昇給制度、休暇取得など、一部の待遇にお
いて明確なルールも設けられました。給料は常勤職員の初任給、月給を基に計算され、昇給
や前歴加算も導入されています。

さらに、週15時間30分以上の勤務であれば、期末手当の対象です。フルタイム勤務の
場合、地方公務員などの共済組合保険への加入、退職手当の支給も導入されています。休
暇に関しても、国の非常勤職員と同様の待遇が認められ、年次有給休暇に加えて特別休暇
の取得も可能になったということで、随分制度も改善されてきたようにあります。

さて、そこでお伺いしたいと思います。会計年度任用職員の人数と男女の内訳はどのよ
うになっていますか。また、特に多い職場は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

令和6年4月1日現在の上下水道局、公営事業局を除いた人数でお答えいたします。会
計年度任用職員につきましては742人で、男性が225人、女性が517人となっております。

会計年度任用職員が多い部署としては、市役所の庁舎内では総務課が27人、市民課が
26人となっております。

○9番(美馬恭子) 令和5年度4月の時点でちょっと調べたところによりますと、正規職員数は746名、このことから考えても市職員の50%は会計年度職員というふうに考えてよいかと思っていますし、また先ほど言いましたように、女性の比率も7割程度ということで、全国の統計の中と同じようになっていると感じました。

さて、その方たちの勤続年数はどのようになっていますか。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

会計年度任用職員につきましては、任用期限は1年となっております。勤務実績などを考慮して、2回を限度として再度任用することがあります。その後は再度選考試験を受けて、合格すれば採用するということになります。

○9番(美馬恭子) 会計年度任用職員として採用が始まった年の採用人数は何人だったでしょうか。また、その前まで非常勤職員や臨時職員として勤務されていた方々の人数はどのようになっていますか。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

令和2年度から会計年度任用職員は配置していますが、人数は775人です。また、前年度まで非常勤職員や臨時職員として勤務していた方の人数は655人です。そのうち641人が会計年度任用職員として採用されています。

○9番(美馬恭子) 非常勤職員や臨時職員のとときから働き続けて会計年度任用職員となった人たちで、勤続年数が長い方は何年の方がいらっしゃるのでしょうか。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

20年以上が1人、15年以上31人、10年以上は116人が勤務しています。

○9番(美馬恭子) 先ほども言いましたように、待遇などは少しずつ改善されてきていますが、今でも任用期間は1年、3年ごとに選考試験が実施されています。安定した職、職場環境というには少し遠いかもしれません。しかし、現時点では必要不可欠な人員です。働き方改革と言われ、短時間就労も選択が可能、家庭生活にも負担がかからない扶養の範囲内での就労も可能、選択肢が広がったというふうに言われていますが、本当にそうでしょうか。人件費削減の目的、それだけではないかもしれませんが、公務員枠は減らされてきています。その実態が、会計年度任用職員を増やさなくてはならない今に至っているのではないかというふうにも考えています。市民サービス向上のためにも、働き方を考えることは、今必要になっているのではないかというふうに考えています。

さて、引き続きお伺いいたしますけれども、会計年度任用職員のうち、専門職と言われる方の職種と人数はどのようになっていますか。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

会計年度市任用職員のうち、専門職には保育士55人、保健師8人、看護師6人、司書31人、スクールサポートスタッフ22人など、合計464人となっております。

○9番(美馬恭子) 会計年度任用職員の業務は補助業務というふうにされていますが、専門職の業務についてはどのような規定があるのか教えてください。

○職員課長(河野幸夫) お答えします。

職員の業務は様々な任用形態によって業務内容の範囲が異なります。最終的には個々の具体的な事例に即して判断する必要があるものなのですが、職員の任用形態ごとの職務の基準の考え方に沿って行っているところです。

会計年度任用職員のうち、専門職であっても、職務の内容や責任の程度については、正規職員の職とは異なるものと考えております。

○9番(美馬恭子) 今聞いたところでは、専門職種の中でも会計年度任用職員は多くいます。専門の技能を持っていても業務の内容、それから任用されている範囲内で責任範囲が異なる、これも何だかおかしいような話ではありますが、致し方ないのでしょうか。

保育士は保育士としての資格を持ち、子どもたちに関わります。保健師も看護師も同じです。専門職としての知識を活用し、そして仕事をしていくものだと考えていますが、補助業務だけをする、そしてそこには少しの区別があるというのも、何かはっきりとしない気がいたします。図書館司書も専門の知識を持って仕事に当たります。何らかの基準があるということが、やはり私の中ではやや疑問になっているところでもあります。それに関しても、今後もう少し深く考えていかないといけないのではないかなというふうにも考えています。

さて、今回、勤勉手当が支給されることとなりました。人事評価としての位置づけなど、どのようになっているか教えてください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、一般職の常勤職員の例により勤勉手当を支給するとしておりますので、正規職員の例に沿いながら支給していきたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 今後、会計年度任用職員の採用について、どのようなスタンスで取り組んでいかれるのでしょうか。給与に関しても、今同様に位置づけしていきたいというような話がありましたけれども、そこら辺も少し教えていただきたいと思います。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

会計年度任用職員の採用については、採用試験の実施と、勤務実績などを考慮した再度任用を行うことで、能力の高い人材を優先的に採用したいと考えております。

また、そういった優秀な人材を必要数を確保することが、組織の安定と質の高い市民サービスを提供するためには重要であると考えております。

○9番（美馬恭子） 何度も言うようではありますが、会計年度任用職員というのは公務員枠に入らない単年度の任用形態です。制度を整えても不安定雇用に変わりはありません。人事評価に関しても、仕事をしていく上での評価が全くないということにはならないとは思いますが、

しかし、補助業務である、おのずと正規職員とは異なることとされている以上、ある程度の目安といえますでしょうか、人事に関しても考えていく必要があるのではないかなというふうにも考えます。先ほどお答えにもありましたように、10年以上非正規職員として働いている方も含め、市にとっては必要な人材であるからこそ、会計年度任用職員が770名近くいらっしゃるのではないかなというふうにも考えております。市独自ではなかなか厳しいところもあるかと思いますが、いま一度任用について考え直してみてもいい時期に来ているのではないかなというふうにも考えますし、そのことによって、若い人たちの雇用を促進することにもなるのではないかなというふうにも考えておりますので、今後、市の中でも少しでも話が進んでいけばというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは引き続きまして、次の項に入らせていただきます。

子ども子育て・教育に関してということでお話を聞きたいと思っております。

こども誰でも通園制度に関してです。こども誰でも通園制度とは、2024年試行事業、こども家庭庁は150の自治体での実施を想定していて、制度を拡充して本格実施にこぎ着けるのは2026年度ということですので。認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無などにかかわらず保育を利用できる制度であるというふうにお聞きしています。試行事業では月10時間が利用時間の上限となるとか、2026年度から本格実施では、月10時間以上で内閣府令で定める時間とするということも発表されておりますが、今私がお尋ねしました中で、何か異なることがありますか。それともほかにプラスされる点とかがありましたら御説明していただ

きたいと思います。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） それでは改めて、私から誰でも通園制度についての概略について御説明をさせていただきたいと思います。

0歳児から2歳児までの約6割を占める未就園を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、また支援の強化を求める意見がございます。全ての子どもを育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として、令和5年12月に策定された国のこども未来戦略の加速化プランの具体策の一つでございます。

御質問ありましたように、令和6年度の試行事業を経て令和7年度に制度化し、令和8年度からの運用というスケジュールとなっております。

- 9番（美馬恭子） 一時預かり事業と大きく違う点、一時預かり事業は各自治体が選択して実施する補助金事業であるのに対して、今回のこども誰でも通園制度は給付制度として実施されるということです。給付制度は認可の保育園やこども園などの通常の保育も、これは利用資格のある全員が利用できるということを想定していますし、今回に対しても全ての方が利用できるということになるのでしょうか。

しかし、供給が足りない場合とかはどうしていくのでしょうか。また、月10時間、月に2回、半日ずつ預けると使い切ってしまう。子どもにとっても中途半端になる可能性もあります。短時間の利用では、子どもが環境に慣れたり、保育者との信頼関係を築いたりすることが大変難しくなるのではないかとという点も危惧しております。

このようなことから、子どもにとって本当に適切な保育ができるのかが大変大きな疑問です。また、受け入れる保育園などの保育士さんにしても相当の負担がかかるのではないかと考えます。

では、8年度開始に向けて別府市としてどのように取り組んでいかれるのか、再度お尋ねしたいと思います。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

また、この制度の意義としまして、次のような効果が期待されております。1つ目、子どもが家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を経験できること。2つ目、物や人への興味が広がるとともに、成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと。一つ、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減を図れること。もう一つ、育児方法の規範を見ることにより、親としての成長につながること。

そのほかにもまだございますが、主な期待できる効果として以上のようなものが考えられております。受入れ側の保育施設についてでございますが、保育士の確保などの課題も考えられます。早急に保育施設の協議を進め、制度導入に向け、解決すべき課題に対応していきたいというふうに考えております。

- 9番（美馬恭子） メリットとしては、今お答えいただいたような大きなメリットがあるということも理解しての意見になるかとは思いますが、同じ施設で継続的に保育が行われるのがなかなか難しい。保育者や子ども、保護者の間に信頼関係が構築されることも大変大きな点です。保育に慣れない子どもが入れ替わり立ち替わり入ってくる場合、保育所は子どもの心や安全への配慮をより細やかにする必要があります。先行自治体としてはどういったふうな形で施行されていくのか、そしてお答えを出していかれるのか、これは今から見守っていきたいところではあります。

別府市としては、修学前教育に関しても現在進行形で、大きくかじを切ろうとされているところでもあります。それにプラスアルファの制度の開始ということになります。現場が

困らないようにしっかりサポート体制も含めて、今後説明していただきたいと思いますというふうに思います。

2024年度から保育士の配置基準が改定されました。4、5歳児が30人から25人に対して保育士1人、3歳児は20人に対してということから15人ということで、人数が減られました。これに関しても、今別府市の中でどれほど保育に保育者が当たっているのか、はっきりしません。越えるべきハードルは大変高いような気がいたします。保育士さんに関しても、いろいろな制度を導入したり、支援もされていますが、なかなか増えていっていないのが現状です。このままの状態でも子ども誰でも通園制度、ここまでしていくとなれば、かなり大きな負担になるのではないかなというふうにも考えます。

子ども誰でも通園制度というのは、お母さんのためにあるわけではありません。お母さんやお父さんのためにあることもプラスにはなるでしょうが、真ん中にいるのは子どもたちです。子どもたちが右往左往しないように、施設や保育者、きちっと制度を整えられて、令和8年度から出発されるように願っておりますし、今後ともぜひ保育園、それから子ども園などの話を聞きつつ、前に進めていただきたいと思います、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では引き続きまして、学童クラブについての現状についてお伺ひしたいと思ひます。何回か、学童クラブに関しても質問をさせていただいております。今回もお聞きしたいことがありますので、またかと思わずよろしくお願ひしたいと思ひます。

学童保育は、保護者の働き続けること、子どもを育てることへの思いと選択に基づいて、指導員との関わりをよりどころとして、子ども自らが進んで通ひ続けることのできる、安心して過ごせる充実した毎日の生活の場であるというふうに考えています。子どもにとって放課後はどのような時間なのか、その時間を支える大人、指導員や保護者ですが、大切にしたい点とはどういう点なのか。これらの点を考えつつ、学童クラブは運営されてきているのだと、そして今発展してきているのだと思ひています。

さて、放課後児童クラブの現状についてお伺ひしたいと思ひます。最新の登録児童数を学年別に、及び指導員の数を教えていただければと思ひますが、お願ひいたします。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

令和6年4月1日現在でございます。市内38クラブ、総数でございます、1,694人の登録がございます。また支援員ですが、同じく4月1日現在、総数で189名いらっしゃいます。

○9番（美馬恭子） 学童保育の役割に照らし合わせて、専門的な知識と技術を身につけた指導員が放課後子ども教室や児童館などの仕事と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要だというふうに考えています。保育時間前後に必要な準備時間を設けることも、大変不可欠です。今、学童クラブは本当に人数も多くなり、お答えにあつたように38のクラブがあります。随分たくさん的人数の子たちが関わっているでしょう、年間を通して子どもたちが見せる姿、指導員に求められる生活の連続性を意識した関わり、本当にこれは大切なことだというふうに考えています。

そんな中で、放課後児童クラブのニーズ、今言いましたように多くなっています。受入れに当たっては、クラブで働く支援員の確保も重要な課題であると考えています。これまでの議会でも一般質問で、随分支援員の処遇についてお尋ねしてきました。制度の統一性を図ることは必要なのではないか、すぐにそれが実現できないとしても、何らかの形で同じ支援を受けられる、そういう支援員さんの待遇改善、統一化が必要だということを訴えてきましたが、改めてお伺ひいたします。市の考えはどうでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

これまでも答弁させていただいておりますが、支援員、これは小学校の放課後からお迎

えになるまでの時間帯が主な勤務時間となり、短期期間の勤務であるため、いわゆる社会保険や厚生年金、雇用保険などの社会保障について国や県、市などで統一的な基準はなく、各クラブにより対応が分かれているところがございます。

放課後児童クラブに対する国の予算につきましても、支援員への処遇改善を含め、増加傾向でございます。支援員の社会保障を含めた処遇につきましても、各クラブと協議したいと考えております。

- 9番（美馬恭子） 学童クラブの成り立ちからして、全ての学童クラブを統一することは本当に困難なんだという話は十分理解しているつもりです。しかし、今や学童クラブは、第二の学校と言っても差し支えないかと思えます。保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生の放課後及び土曜日、また春夏冬などの長期休業の際、安心・安全な生活を継続的に保障すること、そして保護者が安心して働き続けられる、そういうことを保証するために、家庭を守る役割を担っていると言っても過言ではないかと思えます。コロナ禍の中では、学校に代わり子どもたちの居場所として奮闘してきたのも新しいところです。

学童クラブに関しては、現在はこども家庭庁成育局成育環境課が所管しているということです。小1の壁を打開する、打破する、それが喫緊の課題だ、放課後子ども総合プランによる受皿の拡大を着実にしていきたいとも言われています。

以上のような点から、別府市として、38ある学童クラブの実態を知り、今あるニーズを知っていくことは重要なことだというふうに考えています。まずは学童クラブによって差がなく、同じように安心感を持って通えるというのが大前提であるというふうに考えています。そのためにも、市としてもなかなか統一を図ることは難しいかもしれませんが、もう少し積極的な関わりをして調査をしていただきたいと思います、できることであれば統一していただきたいと思いますというのが私の変わらぬ思いです。どうぞそここのところもくんで、今後も必要に際して支援していただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、続きまして、義務教育の費用についてお伺いしていきたいというふうに考えています。

子どもを育て上げるにはお金がかかります。義務教育期間であっても、全くただということはありません。出費はかなりのものです。小学校6年間、中学校3年間、そして高等学校までを入れると、かなり莫大な費用となっています。子どもの学習調査によると、公立の小学校に通う小学生1人当たりにかかる教育費は、年間で約35万円とも言われています。これは月換算にすると2万9,000円、小学生とはいえ2人の子どもがいれば、月々約5万8,000円の教育費がかかることとなります。

このことを踏まえて、義務教育費は無償と憲法で定められています。これは授業料や教科書が無償であるということは承知していますが、今言いましたように非常にお金がかかっております。学校生活に必ず必要なものとして、どれくらいのお金がかかっているのかお伺いしたいと思います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

小学校の入学時、学用品代として2万5,000円程度、中学校ではおおむね7万5,000円から9万円程度かかっております。また、制服代として6万円程度かかります。年間にかかる費用としましては、テストやドリル代等、副教材費が小学校では7,000円程度、中学校では1万円程度、給食費が小学校では2万4,750円、中学校では2万6,400円かかります。修学旅行費として、小学校では2万6,000円程度、中学校では6万3,000円程度が必要です。

- 9番（美馬恭子） 今お答えいただいた費用の中が、ちょっと私が調べた内容と少し異なるかもしれませんが、今年度から中学校が標準服に変わりました。3年間の中で、標準服

に全て変えていくというようなことです。話を聞いたお父さんお母さんからは、標準服になって、高くなってびっくりしたと、6万円ではとても収まらなかったと、10万円近くの購入費がかかったと。そして体操服やその他かばん、補助かばん、そして外履き、上履き、副教材代、文房具代。学年ごとの費用もいろいろあるでしょうが、随分お金がかかっていると。そして、調査の中でも保護者で一番負担の大きいのが制服代である、体操着代であるというふうに言われています。これら学校教育費に関しては、以前も質問させていただきましたが、不要な金も随分あるのではないかなというふうにも考えています。

今、子育てをしている御家族にとって、教育費は削ることはできないものです。子どもたちの先に向かって、親が我慢しても子どもたちにはお金をかけていきたい、そのような考え方を持っている方たちはたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。それにしましても、随分お金がかかるのだなというふうに考えてしまいました。以前も言いましたが、中学に入りましたら柔道をするということですね、柔道着。そして彫刻刀、それから、技術のセットですかね、そういうのとか、使うことはあるでしょうけれども、そんなにめったに何回も使わない用具まで全て購入する、1年生のときは算数のカード、あれも買って名前も書いて、それも大変なことだというふうに考えていますが、そこら辺のものを学校で準備して、順次更新していくなり、足りないものは加えていくなりということ、何とか少しでも費用を下げるといような考え方はないのかお聞きしたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

先ほど申しました学用品、学校で購入して、例えば算数ボックスのセットであったりというふうなところにつきましては、学校で購入をして必要に応じて使っていくというふうなところも方法として考えられますので、また今後そういった保護者負担を減らすという視点におきまして、また市教委としても取り組んでまいりたいと思っております。

○9番（美馬恭子） そうですね、コロナ禍の後で、本当は給食のセットなんかも学校で置いておけばいいのではないかなというふうにも考えましたけれども、コロナ禍の後、感染症のこともあり、なかなかそこら辺も難しいという話も聞きましたが、それにしてもあまりにも多過ぎるのではないかと。子どもが1人ではなく2人、3人という家庭であれば、次から次へと使うこともできるでしょうが、それをリサイクルに出すといいましても、なかなかそれも厳しい状況にある。

そんな中で、ぜひ学校で用意できるものは学校で整えてもらいたい、そして少しでも保護者の負担が減ることを考えていっていただきたいなというふうに考えておりますので、ここに関しましてはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

児童手当の拡充なども今年の10月から始まります。高校生までの第3子以降には3万円が支給、私の息子たちに聞かしても、これは大変大きいというふうに言っていますが、それ以上に出ていくものがあるのも確かです。異次元の少子化対策というふうにも言われていますので、細かいところではありますが、そこら辺もきちっと見ていただきたいなというのをお願ひしたいというふうに考えております。

さて、続きまして、この費用の中に学校給食費も入ると思います。学校給食費に関しては、別府市は早くから、令和4年度から第1子、第2子は半額、第3子以降は全額を市が負担するという政策を取っているのはいろいろ聞きますけれども、本当にありがたいというふうに皆さんから声をいただいています。

ところが国の調査では、子どもが3人以上いる世帯は全体の13%、別府市の第3子以降はどうなのでしょう、一体どれぐらいいるのかなというのも少し疑問になります。施策の対象は、対象年齢の中に子どもが3人いることが条件になっていますが、その中の兄弟が卒業すると、第2子扱いになります。無償だった給食費は半額負担しなければならな

くなります。教育費がかかるタイミングで、給食費の負担まで増えるのを避けるためにも、無償化は検討していくことはできないのでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和2年の国勢調査によりますと、別府市全体で子どものいる世帯は1万1,486世帯、うち3人以上の子どもがいる世帯は1,498世帯で、その割合は国全体と同様約13%でございます。

本事業の対象者は、令和6年4月の調査では、公立学校と私立学校合わせて第1子、第2子が7,743人、第3子以降が409人です。もとより、本事業は教育に係る保護者負担のうち、特に給食費に係る保護者の経済的負担を直接軽減をすることが目的でありまして、兄弟が卒業するなど就学状況が変わることによって、給食費負担増につながるものではございません。

また、学校給食は、国が定める学習指導要領の中に、成長と健康、さらには望ましい食習慣の形成のために必要な活動であると明記されておりますので、引き続き、国の公費負担による財源措置を要望してまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 給食費に関しましては、今年の1月から大分市が中学校の給食費を無償化としました。また、日田市も4月から小中学校の給食費が無償化となりました。自治体独自の完全実施は豊後高田、宇佐の両市と姫島村、豊後高田市は県内で初めて2018年の4月から小中学校の給食費を無償化しています。財源はふるさと納税の積立分を充てています。宇佐市は平成23年4月からふるさと納税の寄附金と一般財源で賄い、姫島村は平成23年4月から過疎債を活用してというふうになっています。全国でも去年9月1日時点では、公立の小中学校で全員を対象に給食費を無償化している自治体は、全国のおよそ3割にあたる547の自治体に上ることが分かりました。

しかし、2017年の前回調査に比べますと、およそ7倍増えているというようになっていきます。なかなか財源面では厳しいこともあるのだと思いますし、国がきちっと措置してくれれば、県がもう少し措置してくれればということもあるかと思いますが、住んでいる場所によって差が出るのはいかなものかなというのは、私の偽らざる実感でございます。ぜひ、なかなか厳しい面もあるかと思いますが、引き続き検討していただき、そして国に、県に向かって声を上げていっていただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

さて、この項、教員の働き方、教員数についてお伺いしていきたいというふうに考えております。

今、教員数はきちっと確保されているのでしょうか。そのような不安を、多くの保護者が持っているのではないかというふうに心配しています。志願者数の減少は歯止めがなく、専門教科ですね、音楽や美術・家庭、そして体育などの教員は足りないということを聞いています。現在、標準では、学級編制は小学校1年生から5年生まで35人以下、この基準は全てクリアされているのでしょうか。学年が始まる当初は教員数が不足していたとしても、教員数が充足していたとしても、1年間通してはどうなのでしょう。現在の教員数、そして市としての教員の残業時間数などを把握されていましてら教えてください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

現在、小学校では職員が3名不足、中学校におきましては、定員を確保しております。

残業時間に関しましては、出退勤時刻の管理システムにより残業時間を把握しております。そのシステムを活用することで、教職員の負担軽減、働き方改革を進めております。

○9番（美馬恭子） それでは、現在休職されている教員の数などは分かりますでしょうか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

現在休職している教職員につきましては、複数名でございます。

○9番(美馬恭子) 複数名ということで、少なからずいらっしゃるのだなというふうに理解しております。なかなか今ブラックであるというようなことを言われていますけれども、私としましては、子どもたちが成長していく過程の中で関わる仕事というのがどうしてブラックなのかなというのをとても残念に思っています。

学校の先生というのは、親以外に、子どもたちが成長していく過程を本当に目の当たりにして喜びを持てる職業だというふうに感じていますけれども、その志願者数が減り、また休職されている人も何人かいらっしゃる。そんな中で、今後どのような形になっていくのか、今回1か月前倒しにして、少しでも多くの方々を採りたいというような話になっていますが、それで本当に十分賄っていけるのかというのはいささか不安なところです。

さて、定年退職者の任用についてはどのようになっていますか。

○学校教育課参事(藤内 護) お答えいたします。

教育委員会としましては、経験豊富な退職者の方の力は貴重であるというふうに考えております。今年度小学校では27名、中学校では12名が再任用として勤務しております。

○9番(美馬恭子) 再任用の先生たちの力を借りつつ、子どもたちにとってよりよき学校生活を送れるようにきちっとしていただきたいというのはありますけれども、なかなか再任用の先生たちも、また頑張らないといけないのかと思うと気が重くなるのかなというふうな面もあります。しかし、それでも少しずつ前に動いていただければというふうにも考えています。

学校での部活動に関してもお話を伺いました。今、都市部では地域スポーツ団体に移行してきています。学校での部活ではなく、地域でのスポーツ団体に入る方も多くなっていますが、費用面から考えると大変厳しいということも聞いています。しかし、地方都市では学校から部活動がなくなれば、地域スポーツ団というものなかなか厳しいものでしょう。地域からのコーチや指導者の招聘も難しいとも言われています。

このような中、やはり教員の方々の負担は、大きく軽減していくというふうにはなかなか見えていかない、そんな気もしています。市として本当にできることには限りがあるかと思いますが、現場から声を上げることには限りはありません。出退勤の管理システムで管理しているから残業時間は把握できているとされていましたが、本当にオーバーペースになっている教員はいらっしゃらないのでしょうか。私は教育長が小学校にいらっしゃったときに、今50代ぐらいの方々ですかね、とてもよく遊んでもらって、心の中に一番残っている先生だという話をよく聞きます。そういう話が今の子どもたちから本当に聞こえてくるのか、とても心配になっています。教育長、その点ではいかが考えていらっしゃいますか。

○教育長(寺岡悌二) お答えいたします。

別府市の教育環境を考えますと、非常にハード面での体育館のエアコン設置等々、非常に先生方も働きやすい環境にもう今なりつつあると思っているところがございますが、この教員の人材確保については他の市町村と同様、喫緊の課題となっております。

以前は子どもたちのためには体を壊しても、勤務時間も忘れて尽くすことが美德と、そういうような時代がございましたが、時代とともに、児童生徒減少にもかかわらず、非常に教育を取り巻く環境がグローバル化・情報化・多様化・複雑化しておりまして、先生方の負担が増大している状況でございます。議員さん御指摘のとおりでございます。このようなことから体を壊したり、あるいは休職したりする先生が本当に増えている状況でございます。

こんなことがないように、多忙化の解消に対しましても部活動の地域移行、あるいは退職された先生方の力を借りる、あるいは今おっしゃられましたように、やっぱり教職員というのは非常にやりがいがあって、子どもの人生を左右する非常に重要な仕事であり、魅

力のあるということをもっと若い先生方、これから採用される若い方、あるいは学生の皆さんに伝えていくように、丁寧にしっかりと大事にこの職を、教育をしっかりとしていかなければならないと思ってるところでございます。将来の子どもたちのために尽くしたいと思ってるところでございます。

- 9番(美馬恭子) ありがとうございます。教育長の言葉を心に留めて、今後子どもたちのために本当に先生になる人たちが増えて、子どもたちが明るい顔をして学校に通えること、そんなことを希望いたします。

さて、この項最後になりますが、別府市役所内にキッズルームの新設はどうでしょうかということでお尋ねいたします。

これに関しては、議会の中でお子さん連れてきたときに、お子さんといられる場所がないと、じゃあ議会の中にそういう場所をつくったらどうだろうかというような話、議会改革の中で出ておりました。しかし、よく考えてみれば、別府市役所内にそういう場所が、子育て支援課のところには少しありますけれども、そういう場所がないんですけれども、今後他市ではお子様連れで市役所に来られても安心して過ごせる場所がある、新しく庁舎を建てたところはそういう場所もつくっているというところが多いようにあります。別府市ではホールの、椅子のあるところに赤ちゃんだっこして、お母さんが本当にちょこっと腰をかけているというような姿をよく見ますが、今後はどうでしょうか。キッズルームなどを庁舎内に設置するというのはいかがでしょうか、お聞きいたします。

- 次長兼総務課長(行部さと子) お答えいたします。

いつでも親子が集えるようなキッズルームの庁舎内への設置につきましては、庁舎全体の広さや利用中の管理体制などを考えたときに、常設は難しいと考えておりますが、令和5年4月に子育て支援課を現在の場所に移動したときに、子育て支援課には親子で来庁される市民が多いことから、市民サロンの一部をキッズスペースにして、手続の間御利用いただいているところです。

令和7年度末に市役所西側に完成予定の新図書館では、子どもたちのスペースも準備する計画です。親子で本を読むだけでなく、様々な使い方ができますので、庁舎内のキッズルームではございませんが、市役所に御来庁された折には御利用いただきたいと考えております。

- 9番(美馬恭子) なかなかスペースを取るの難しいというのは理解していますが、ぜひ、子ども、赤ちゃん連れてきたときにゆっくりできる場所、そういうのを市の中でも今後考えていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の項目に入っていきます。

医療を取り巻く環境についてということで、お尋ねしていきたいと思ひます。

コロナウイルス感染症が5類に移行して1年たちました。今の状況はどうなっているのでしょうか。感染状況などをお伺ひしたいと思ひます。

- 健康推進課長(末房日出子) お答えいたします。

新型コロナウイルスは5類移行後、「全数把握」から「定点把握」となり、週に1度、大分県が「感染症発生動向調査」を発表しています。これによりますと、別府市を含む東部保健所管内の5月下旬から6月上旬の1医療機関当たり感染者数は約3人から5人で、横ばいで推移しております。

- 9番(美馬恭子) 5類に移行しても、一定程度かかる人はいらっしやいます。ただ、重症化する人は少なくなっているのかなというふうにも考えますが、どの程度ニュースに上がってきているのかが少し不安です。

そんな中で、やはり予防策としてはずっと言われていますように手洗い、うがい、そしてマスクの着用も大切だというふうには聞いていますが、感染した方の治療薬が有料になっ

ています。どのくらいの負担がかかるのか、お尋ねします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

かかりつけ医や近所のクリニックを受診し、必要時検査を行います。症状などに応じてコロナ治療薬が処方された場合、コロナ治療薬の種類と医療保険の自己負担割合に応じ、約5,000円から3万円程度の自己負担となります。

このほかに、初診料または再診料、検査料、処方料などが必要となります。

○9番（美馬恭子） 随分お金がかかります。

それと、5類になったことで、これぐらいなら大丈夫だろうと言ってなかなかお医者さんに行かない方も増えてきているのではないかなというふうに感じますので、今の実質人数が本当にどれぐらいを把握しているのかというのは、かなり疑問のところもあります。

ただ、この費用に関しては、もう少し補助があればなというふうにも考えています。60歳以下の方々、本当にリスクの高い方がいらっしゃいます。このの方々、今接種に関しても、60歳から64歳の重症リスクの高い方、そして65歳以上の高齢者の方には一定の補助ということですが、それ以外の方々には補助はありません。ぜひ、この辺も検討していただければというふうに考えています。何もかも補助を出して、そして市が面倒を見るということをお願いしているのではなく、やはりリスクの高い方に少しでも手が届くような形で援助をしていただきたいというふうに考えていますので、ぜひ検討していただきたいと考えております。

感染症の脅威は、今も減ってはいません。病床の確保状況についてはいかがでしょうか。すぐに入れるようになっていっているのでしょうか。こういうところは別府市としてどういうふう把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

大分県は第8次医療計画などの中で、新たな感染症の発生に備え、入院や発熱外来、自宅療養者への医療提供などを行う医療機関を指定し、協定を順次結んでいます。このように、今後新たな感染症が発生した場合においても、協定などで日常から備え、適切な医療体制を保持できるよう準備が進んでいます。

○9番（美馬恭子） 感染症ですね。協定を結んで、そこそこで病床も確保してくださいというようなことで医療機関とも協定を締結しているようですが、感染症が広がったからといってすぐに病床が確保できるのかといえば、それもなかなか首をひねってしまうところです。都道府県主体、そして別府市には保健所がありませんから、広域指定というふうな形で、そういう面に関しては今までとあまり変わらないのかなと。ただ、協定を結んでいるので早めに病床は確保できるということと言われても、なかなかそうですかというふうには見えてこないのが今のちょっと心配なところです。

1か月前、病院ではせめて感染症病室を確保してほしいとの声が上がっていました。病棟を確保するのは無理でも、全て病室を、ガウンテクニックなど煩雑な業務が多くて、スタッフ不足もあり大変な状態だ、コロナ禍の中での教訓が、今本当に忘れ去られているのではないか。病院のスタッフたちは、本当に危機感の中で、取り残された状態で今も頑張っています。

そんな中で、せめて別府市として医療体制、もう少し早めに見えるように県に、そして広域に声を上げていていただきたい。第8次医療計画も病床の再編進んでいます。現場からの声はぜひ聞いて、地方都市が取り残されることはないように声を上げていていただきたいをお願いしたいと思います。

それでは、最後になります。

マイナンバーカードと保険証の連携についてです。

今回、健康保険証、12月2日からマイナンバーカードに移行されるということで、8

月1日の更新が最後となるということです。来年7月末までの1年間、現行の保険証が使用されますが、マイナンバーカードによる保険証にはまだまだ課題があるんだと考えています。

そこで、国保の被保険者によるマイナンバーカードと保険証の紐づけをされ、いわゆるマイナ保険証の利用登録をされている利用率について教えていただきたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

公益社団法人国民健康保険中央会による直近の資料では、令和6年4月末現在で、別府市の国民健康保険の被保険者は2万3,081人、うちマイナ保険証の登録者数1万3,495人、マイナ保険証の保有率では58.47%となっております。

また、医療機関等でのマイナ保険証の利用率は7.74%となっております。

○9番（美馬恭子） 今おっしゃった数字を聞けば、マイナ保険証持っていても、現行の保険証を使用されている方が多いことが受け取れます。特に高齢者や障がい者の方には、マイナンバーカードの管理、医療機関等でのマイナ保険証の利用が難しい人も多いというのは聞いています。12月2日以降、転入者や保険証の紛失などによる保険証の新規発行ができないとも聞いています。被保険者の方が安心して医療を受けられるような対応はどのように取られていくのでしょうか。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードと保険証の紐づけをしていない、いわゆるオンライン資格確認ができない国民健康保険の被保険者については、当面の間、申請によらず資格確認書を交付するものとしております。この資格確認書は、現行の保険証と同じカードサイズとなっており、医療機関等にて受診できるものであります。

また、マイナ保険証での暗証番号や管理に不安がある被保険者には、医療機関等にて機器による顔認証本人確認、または目視による本人確認に限定した顔認証マイナンバーカードもあり、高齢者等が利用しやすい環境も、市民課において整えております。

今後、マイナ保険証については市報や市のホームページなどにより周知広報をしてまいります。

○9番（美馬恭子） いろいろ考えていただいていることは分かります。しかし、あまりにも早急に保険証がマイナンバー保険証に代わる、これに対して使用している方が本当に少ない。そんな中でどういうふうに広報して、どのように医療施設で使われていくのか、本当に不安でたまりません。まだ今のところ、そこまで喫緊に迫ってきていますけれども、12月に入ったときに、医療機関でさえ混乱するのではないかなというふうにも考えております。

マイナンバーカードに関しては、今のところまだ強制ではありません。しかし、マイナ保険証にしろさいというふうな形でいろいろ言われてきているという話も耳にします。ぜひ、今後そういうふうに一体化されていくことは、どうしてもしようのないところかもしれないかもしれませんが、ぜひ高齢者が取り残されないように、障がいを持っている方々が戸惑わないように広報をしていただきたいと思います。資格確認書に関しても、5年間という話が出ています。

そんな中で、ぜひ別府市としても前向きに対応していただきたいと思います。皆さんが医療を受けるのに戸惑うことがないようにという意味で、もう少し時間を持って接していただきたいと思いますというのが私の意見です。どうぞ少しでも耳を傾けていただければというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時00分 散会

